

江戸川区男女共同参画推進計画 (平成 29 年度～令和 8 年度)

実施事業等の見直し

令和 4 年 3 月
江 戸 川 区

目 次

I 江戸川区男女共同参画推進計画後期の実施事業等一覧 (令和4年度～8年度)

- 1 計画見直し後の体系図
- 2 後期の実施事業見直し一覧

II 江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書 (平成29年度～令和2年度実施分)

- 1 江戸川区男女共同参画推進計画事業評価まとめ
- 2 江戸川区男女共同参画推進計画の体系図
- 3 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書

III 江戸川区男女共同参画推進計画策定5年目の 実施事業等の見直し及び新たな条例の制定に向けた提言

提言書の位置づけ

区民会議で扱った目標と課題（計画の体系）

- 1 実施事業等の見直しに向けた提言
- 2 新たな条例の制定に向けた提言
- 3 資料

I 江戸川区男女共同参画推進計画
後期の実施事業等一覧
(令和4年度～8年度)

令和4年3月
江戸川区

目 次

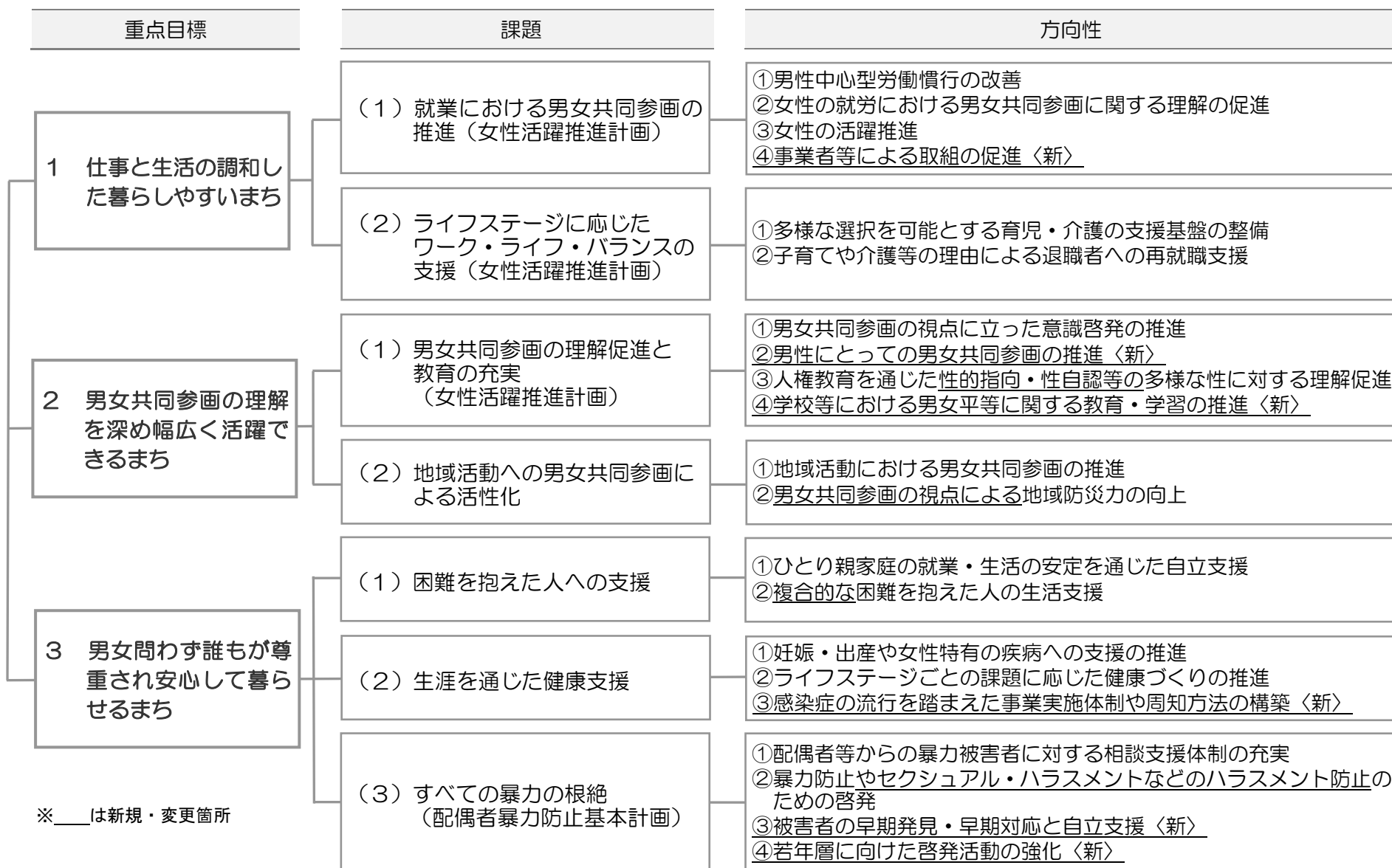
江戸川区男女共同参画推進計画 実施事業等の見直しにあたって	1
1 計画見直し後の体系図	2
2 後期の実施事業見直し一覧	3
重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	3
重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	10
重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	13

■江戸川区男女共同参画推進計画 実施事業等の見直しにあたって

本区では、平成 29 年 3 月に、平成 29 年度～令和 8 年度を計画期間とする「江戸川区男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和 3 年度は、計画期間の中間年度にあたり、本計画に位置づけられる事業については各部署による進捗管理のもと、効果を検証・評価し、社会情勢の変化などに応じて実施事業等の見直しを行いました。

1 計画見直し後の体系図



2 後期の実施事業見直し一覧

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

(1) 就業における男女共同参画の推進

①男性中心型労働慣行の改善

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課
2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	総務課
3	SDGs の達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかで SDGs の達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	産業経済課
4	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課
5	男女共同参画に係る推進会議の運営〈新〉	男女共同参画社会の実現に向けて、学識経験者、産業分野、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	総務課
6	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	職員課
7	会議等における男女比の配慮〈新〉	庁内外を問わず、政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮する。	全庁

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再 1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課
再 2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	総務課
8	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
9	区職員の能力開発（研修）	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	職員課

③女性の活躍推進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再 1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再4	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課
10	創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、事業活動に必要な経費の一部を助成するなど、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	産業経済課
11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	総務課
12	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	地域振興課
13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	地域振興課
14	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	地域振興課
15	公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	職員課
16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	職員課
再6	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	職員課
再9	区職員の能力開発（研修）	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	職員課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

④事業者等による取組の促進【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再 2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	総務課
再 3	SDGs の達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかで SDGs の達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	産業経済課
再 4	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課
再 16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	職員課
17	長期育児休業支援制度〈新〉	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	子育て支援課

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
18	保育ママ	生後 9 週目から 1 歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	保育課
19	保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
20	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
21	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課 保育課
22	一時保育 （私立保育園・ベビーシッター利用支援）	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
23	緊急一時保育（区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（1歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	保育課
24	子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。 令和3年度からは、15時～22時までの間預かりを実施するトワイライトステイ事業を実施している。	児童相談所相談課
25	ショートサポート保育 （区立幼稚園）	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	学務課
26	病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	子育て支援課
27	子育てサポートひろば	短時間子どもを預かることで、多様な保育ニーズに対応する。共育プラザの委託化に伴い館内で一時保育を実施するため、令和3年度で終了する。	児童相談所相談課
28	ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協力会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	児童相談所相談課
29	すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。 令和3年4月より、学童クラブの実施時間を19時までに延長した。	教育推進課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

N o	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
30	子どもと家庭の総合相談	子育てや家庭に関する相談を心理士や保育士等の専門相談員が随時受け付け、育児環境を整える。	児童相談所相談課
31	子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	子育て支援課
32	親子ひろば あい♡あい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	学務課
33	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	福祉推進課
34	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	介護保険課
35	多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	介護保険課
36	介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	介護保険課
37	介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	介護保険課
38	介護離職をなくそうプロジェクト！〈新〉	介護休業などの制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所での介護相談を受け付け、必要な介護サービスの利用につなげることで、仕事と介護の両立を支援する。	介護保険課
39	熟年相談室等によるデジタル（スマホ）教室〈新〉	地域の社会資源を活用しつつ、高齢者における情報格差の解消に向けた取組として、地域包括支援センターやなごみの家などの地域拠点においてスマホ教室を開催し、高齢者のデジタル技術と日常生活の質の向上を支援する。	介護保険課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
40	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト〈新〉	区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師が、重症心身障害児（者）等の自宅に出向き、介護を行う家族に代わって一定時間の呼吸管理、栄養管理、排泄管理等の医療的ケア及び食事介助、排泄介助等を行うことにより、重症心身障害児（者）の健康保持及び介護を行う家族等の負担軽減を図る。	障害者福祉課
再 17	長期育児休業支援制度〈新〉	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	子育て支援課

②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再 11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	総務課
再 12	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	地域振興課
再 13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	地域振興課
再 14	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	地域振興課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

重点目標２ 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

(１) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再 1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	広報課
		待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	総務課
		各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業経済課
41	男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体等の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	総務課
42	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	総務課
43	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	総務課
44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課 教育指導課
45	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、２年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	教育指導課
46	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年３回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	教育指導課
47	教職員研修の実施	年４回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	教育指導課
48	SDGs を通じた男女共同参画の考え方などの周知 〈新〉	SDGs に関する情報を収集及び提供し、発行物等において男女共同参画の理解促進を図る。	SDGs 推進課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

②男性にとっての男女共同参画の推進【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課 教育指導課
再2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	総務課

③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
49	人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	総務課
50	発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮をする。	全庁
51	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	教育指導課
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課 教育指導課
再45	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	教育指導課
再46	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	教育指導課
再47	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	教育指導課
52	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	全庁

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課 教育指導課
53	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	総務課

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

(2) 地域活動への男女共同参画による活性化

①地域活動における男女共同参画の推進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
54	町会・自治会活動	誰もがそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	地域振興課
55	アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	水とみどりの課
56	環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	環境課
57	安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動（防犯パトロールや啓発キャンペーン等）を継続・発展させ、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	地域防災課
58	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	全庁

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

②男女共同参画の視点による地域防災力の向上

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
59	地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	地域防災課
60	地域防災計画の改訂・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画改訂に取り組む。	防災危機管理課
再58	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	全庁

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(1) 困難を抱えた人への支援

①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
61	ひとり親家庭総合相談事業 【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	児童家庭課
62	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	児童家庭課
63	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合に、ホームヘルパーを派遣する。	児童家庭課
64	母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	児童家庭課
65	児童扶養手当 児童育成手当	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	児童家庭課
66	母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	児童家庭課
67	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために1年以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	児童家庭課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
68	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	児童家庭課
69	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	児童家庭課
70	ひとり親家庭学習支援	H31 年度で事業廃止。各学校での学習支援に移行する。	児童家庭課
71	助成・奨学金制度の周知	国、都による教育費の支援制度の拡充を受け、新規募集は平成 30 年度をもって終了し、奨学生への貸付は令和 3 年度をもって終了となった。今後は、国、都、他機関の助成・奨学金制度について、広く周知していく。	教育推進課
72	入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課
73	木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課

②複合的な困難を抱えた人の生活支援

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
74	人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵犯問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	総務課
75	生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
76	母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
77	大人のなんでも相談	夫婦・親子の問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介する。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行う。	児童家庭課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
78	次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されことなく将来に向けて生活の安定を図る。	生活援護 第一・二・三課
79	若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない 35 歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	地域振興課
再 33	地域共生社会構築の拠点 「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	福祉推進課
再 34	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	介護保険課
80	地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず熟年者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	福祉推進課
81	地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	福祉推進課
82	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	清掃課
83	住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者等が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	介護保険課 障害者福祉課
再52	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	全庁
84	社会的養護自立支援 （退所後支援）〈新〉	里親委託又は施設入所中の児童の措置解除前に、施設等から自立した後の生活を考慮した支援をする。	児童相談所援助課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(2) 生涯を通じた健康支援

①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
85	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行う。	総務課
86	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、ツイッターに掲載する。	健康推進課
87	健康相談	女性特有の疾病や骨粗しょう症等について、個別相談を実施する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
88	性感染症相談及びHIV 検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV 検査を実施する。	保健予防課
89	青少年層への HIV 対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	保健予防課
再51	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	教育指導課
90	産後ケア	助産師のいる施設での宿泊や通所、助産師による家庭訪問を実施し、授乳や育児等の相談支援を行うことで、産後うつ予防、児童虐待の未然防止を図る。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
再 8	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
91	妊婦歯科健診	妊娠中の口腔疾患の予防のため、歯科健診・歯科保健指導を実施する。個別医療機関で受診することで、家族ぐるみのかかりつけ歯科医推進を図る。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
92	妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
93	妊婦全数面接事業 (ぴよママ相談)	妊娠届出時または妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行い、状況把握や必要な情報提供を行うことで妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の軽減を図り、必要に応じて継続支援につなげる。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
94	妊産婦訪問指導	妊婦及び産後保健指導を必要と認めた者に対し、保健師の家庭訪問による日常生活指導や異常の早期発見・防止についての指導、健康相談を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
95	助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関する相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
96	地域子育て見守り事業 (赤ちゃん訪問事業)	研修を受け登録をした赤ちゃん訪問員が対象家庭を訪問し、子育て情報バッグを届けながら、乳児やその保護者等の様子を伺い、育児に関する不安・悩みを傾聴し、相談先等の地域の子育てに関する情報を提供する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
97	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
98	新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が訪問指導をする。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
99	多胎児の会	双子・三つ子などの多胎児親子および多胎妊婦が交流する場を提供し、情報交換したり、専門職への相談を通じて、安心して子育てできるように支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
100	2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、子育てに関する情報や相談が受けられる環境、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
101	各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
102	栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。併せて、女性が食事をつくり、男性は食べるということではなく、誰もが自身の健康に資する食事を簡単に準備できるよう食環境整備事業として「えどがわ毎日ごはん」事業を実施していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
103	がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	健康推進課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
104	がん予防出前教室	新学習指導要領により令和3年度から中学校でがん教育が全面実施となったことを受け、出前教室は各校3年に1回、希望に応じて実施する。また、毎年江戸川区のがんに関する統計データを提供し、がん教育を推進する。	地域保健課
105	健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	学務課
106	リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	福祉推進課

③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再85	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行う。	総務課
107	ICTを活用した啓発事業等の実施〈新〉	オンライン講座やオンライン相談など、ICTを活用した啓発事業等を実施する。	全庁
再86	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、ツイッターに掲載する。	健康推進課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(3) すべての暴力の根絶

①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
108	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力の被害者の保護と支援を行う。	児童家庭課
109	DV 相談	DV 被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	児童家庭課
110	DV被害者支援ネットワーク連絡会	関係機関と連携して、DV被害者に対する適切な支援及び保護を図るために設置する。	児童家庭課
111	DV相談カードの発行	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、女性用トイレ等に設置する。	総務課

②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
再53	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	総務課
112	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行う。	総務課
113	区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	職員課
114	安心して歩ける道づくり	令和3年度末までに街路灯のLED化100%を完了し、適切な照度を図る。また、今後も安全・安心な道づくりをすることで環境整備を図る。	保全課
115	私道防犯灯の助成	私道を明るくすることで、安全・安心なまちづくりをする。	保全課

※〈新〉は計画見直しに伴う新規事業

③被害者の早期発見・早期対応と自立支援【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
116	犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知〈新〉	警察、被害者支援都民センター、性暴力救援センター・SARC 東京などの関係機関と連携して犯罪被害者等の支援に当たるとともに、様々な媒体や機会を利用して支援や相談先の効果的な広報を行う。	総務課
再97	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
再108	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力の被害者の保護と支援を行う。	児童家庭課
再109	DV 相談	DV 被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	児童家庭課

④若年層に向けた啓発活動の強化【新規】

No	取組	後期の実施事業見直しの内容	担当部署
117	若年層に向けた広報媒体の拡充〈新〉	若年層と親和性の高い SNS、動画、キャラクター等の活用、参加型の啓発活動を展開する。	総務課
再53	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	総務課

Ⅱ 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況調査報告書 (平成 29 年度～令和 2 年度実施分)

令和 4 年 3 月
江戸川区

はじめに

江戸川区は、平成 29 年 3 月に、平成 29 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「江戸川区男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和 3 年度は、計画期間の中間年度にあたることから、実施事業等の見直しを行うこととされています。

推進状況調査報告書は、実施事業等の見直しに当たっての前提資料として、計画に位置づけられている事業の進捗状況を把握し、その効果を検証・評価するものです。

目次

1	江戸川区男女共同参画推進計画事業評価まとめ	1
2	江戸川区男女共同参画推進計画の体系図	3
3	江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書	4
	重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	4
	重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち ..	20
	重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち ..	29
4	江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況	45

(1) 担当部署の評価

【評価基準】

- A : 計画通りできた
- B : 概ね計画通りにできた
- C : あまり計画通りにできなかった
- D : 実施していない、または廃止した

(2) 今後の方向性

【区分】

- 拡充 : 今後内容を充実していく事業
- 継続 : 現状の取組を継続していく事業
- 縮小・見直し : 取組内容の見直しを行う事業
- 廃止 : 廃止する事業

(3) 再掲載の事業について

複数の方向性に関わる事業については、計画のなかで再掲載していますが、この報告書では、最初の掲載箇所にて成果を集約しています。

(4) 全庁的に取り組む事業について

「46 発行物における表現の配慮」及び「48 区施設のバリアフリー化の促進」については、2 頁【全庁的に取り組む事業】で掲載しています。

「53 審議会等における区民委員等の参画」については、45 頁「江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況」で掲載しています。

1 江戸川区男女共同参画推進計画事業評価まとめ

重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

令和2年度末時点での進捗評価においては、全体の40.0%(全40事業のうち16事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の57.5%(全40事業のうち23事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進』が100.0%で最も高く、『女性の活躍推進』が85.7%、『男性中心型労働慣行の改善』が40.0%、『多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備』が19.0%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和2年度)			
		A	B	C	D
(1)就業における男女共同参画の推進					
①男性中心型労働慣行の改善	10	4	6	0	0
②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	2	2	0	0	0
③女性の活躍推進	7	6	1	0	0
(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援					
①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	21	4	16	1	0
計	40	16	23	1	0

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

令和2年度末時点での進捗評価においては、全体の47.1%(全17事業のうち8事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の52.9%(全17事業のうち9事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『地域活動における男女共同参画の推進』が75.0%で最も高く、『人権教育を通じた多様な性に対する理解促進』・『多様な視点を反映した地域防災力の向上』が50.0%、『男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進』が33.3%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和2年度)			
		A	B	C	D
(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実					
①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	9	3	6	0	0
②人権教育を通じた多様な性に対する理解促進	2	1	1	0	0
(2)地域活動への男女共同参画による活性化					
①地域活動における男女共同参画の推進	4	3	1	0	0
②多様な視点を反映した地域防災力の向上	2	1	1	0	0
計	17	8	9	0	0

【全庁的に取り組む事業】

全庁的に取り組む事業の令和2年度末時点での評価においては、発行物における表現の配慮が全体の64.4%(全59課のうち38課)が「徹底して実施できていた」、区施設のバリアフリー化の促進は30.5%(全59課のうち18課)が「徹底して実施できていた」と評価されています。

方向性		回答 部署	該当 なし	進捗評価(令和2年度)				
				5	4	3	2	1
(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実								
②人権教育を通じた多様な性に対する理解 促進								
46	発行物における表現の配慮	59	14	38	7	0	0	0
48	区施設のバリアフリー化の促進	59	24	18	11	3	1	2

※進捗については、以下の5段階

- 5：徹底して実施できていた
- 4：ほぼ実施できた
- 3：概ね実施した
- 2：あまり実施していなかった
- 1：実施していなかった

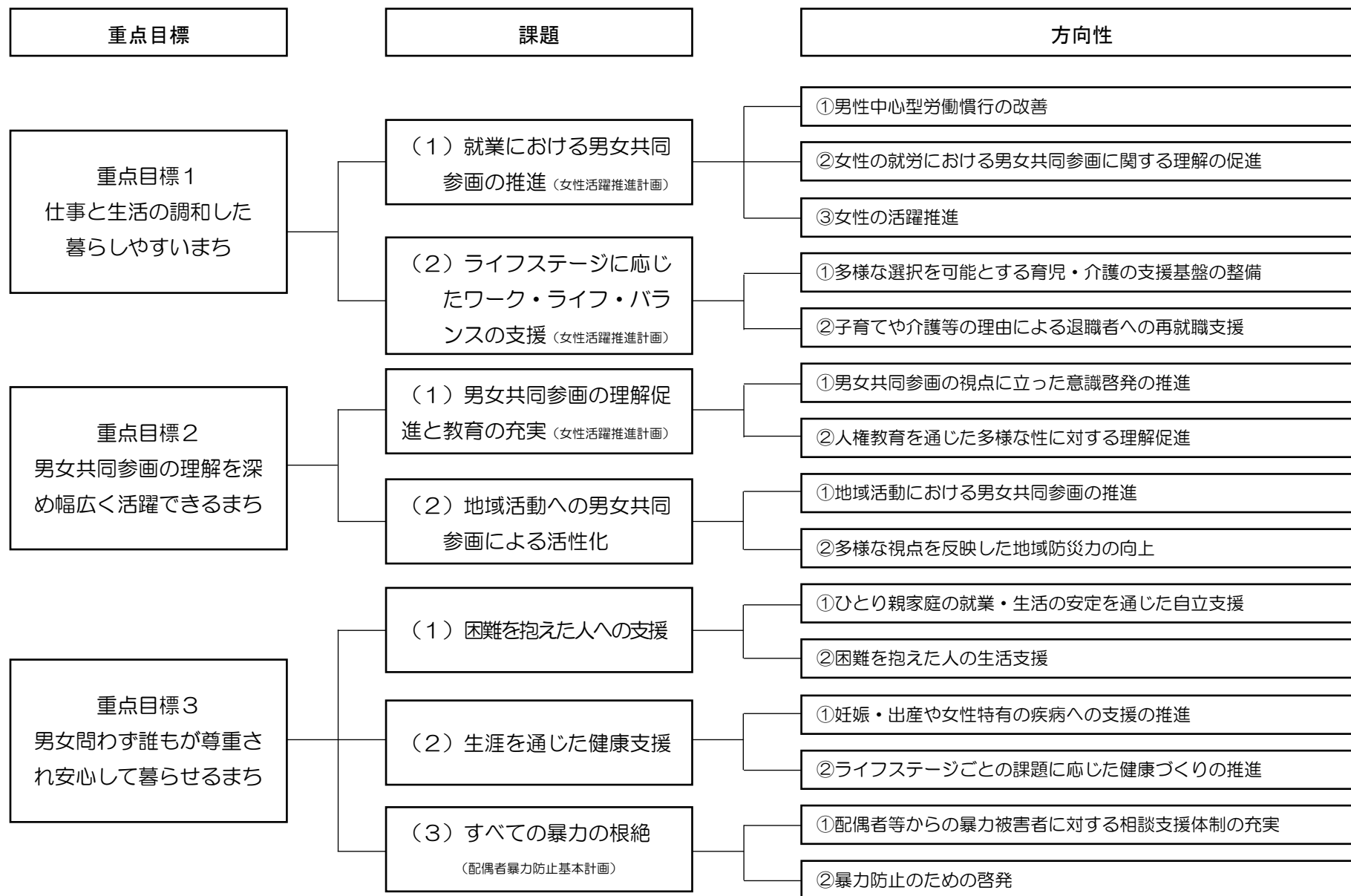
重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

令和2年度末時点での進捗評価においては、全体の81.5%(全54事業のうち44事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の14.8%(全54事業のうち8事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進』が100.0%で最も高く、『妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進』が93.8%、『ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援』が84.6%、『配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実』が75.0%、『困難を抱えた人の生活支援』・『暴力防止のための啓発』が60.0%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和2年度)			
		A	B	C	D
(1)困難を抱えた人への支援					
①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	13	11	1	0	1
②困難を抱えた人の生活支援	10	6	4	0	0
(2)生涯を通じた健康支援					
①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	16	15	0	0	1
②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	6	6	0	0	0
(3)すべての暴力の根絶					
①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	4	3	1	0	0
②暴力防止のための啓発	5	3	2	0	0
計	54	44	8	0	2

2 江戸川区男女共同参画推進計画の体系図



3 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書

重点目標									
課題									
方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち									
(1) 就業における男女共同参画の推進									
①男性中心型労働慣行の改善									
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（18回）区ホームページ（28コンテンツ）SNSへの掲載（Twitter16回、Facebook14回、LINE4回）区民ニュース（10回）実施した。	A	広報誌や SNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区HP、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
				- ワーク・ライフ・バランス推進企業を表彰し、その取組を区ホームページ、広報えどがわで紹介 - 産業ときめきフェアで受賞企業のブースを確保し、取組を紹介	B	- 労働法等の整備により、ワーク・ライフ・バランスについて、中小企業等へも一定程度取組が浸透している。 - 中小企業等のワーク・ライフ・バランスに対する取組のみにスポットを当ててではなく、今後は男女共同参画やSDGs推進と一体的な取組として推進していくことが求められている。	縮小・見直し	- ワーク・ライフ・バランス事業は、令和3年度より企画課企画係から総務課人権啓発係に事務移管し、男女共同参画と一体となって、効果的に事業展開を実施する。 - ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰は一定の役割を終えたため、令和2年度末に廃止した。 - それに伴い「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」も令和2年度末に廃止した。	企画課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
					若手・女性リーダー開業応援プログラム助成事業のパンフレット（都作成）を窓口に設置する。また、コロナウイルス感染症に係る支援策の紹介パンフレットを作成する際に使用する写真を働く女性の姿を起用するなどして働く女性のイメージアップや女性の就労支援につながるよう取り組んだ。 ・男女共同参画週間記念講演会やパネル展示の実施により啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時に情報周知 ・えどがわパバスクール（父子参加の親子コンサート）実施時に情報周知	B	もう一歩進んだ仕事と家庭の両立促進の情報周知までには至らなかった。	継続	当課でパンフレットを作成する際には働く女性が活躍している写真を積極的に使用したり、働く女性を応援する施策の広報誌等は目立つところに配架するなど継続して情報周知に努める。	産業経済課
					・ワーク・ライフ・バランス講座実施により、家事育児参画や時短家事による仕事両立支援の情報を周知。 参加者実績 H28：89名、H29：69名、 H30：35名、H31：26名、 R2：新型コロナウイルス感染拡大により中止 ・父子で参加できる「男性向け料理講座」実施により男性の家事参画と育児参加を促した。 参加者実績 H28：34名、H29：44名、 H30：28名、H31：48名、 R2：新型コロナウイルス感染拡大により中止 ・えどがわパバスクール（父子参加の親子コンサート）実施により男性の家事参画と育児参加を促した。 参加者実績（親子計） H28：283名、H29：192名、 H30：200名、H31：189名、 R2：新型コロナウイルス感染拡大により中止	A	現状：イベントや啓発資料配布により啓発を実施 課題：広報スタンドやSNS等は十分に活用できていない。	継続	・オンラインの活用により、来場者のみであった周知対象を全区民に広げ、若年層の取り込みも図る。 ・SNS 発信回数を年5回以上に増やす。	総務課
	2		ワーク・ライフ・バランス講座	男性の家事参加を促進する講座を実施することにより、男性中心型労働慣行の改善を目指す。	・ワーク・ライフ・バランス講座実施により、家事育児参画や時短家事による仕事両立支援の情報を周知。 参加者実績 H28：89名、H29：69名、 H30：35名、H31：26名、 R2：新型コロナウイルス感染拡大により中止 ・父子で参加できる「男性向け料理講座」実施により男性の家事参画と育児参加を促した。 参加者実績 H28：34名、H29：44名、 H30：28名、H31：48名、 R2：新型コロナウイルス感染拡大により中止 ・えどがわパバスクール（父子参加の親子コンサート）実施により男性の家事参画と育児参加を促した。 参加者実績（親子計） H28：283名、H29：192名、 H30：200名、H31：189名、 R2：新型コロナウイルス感染拡大により中止	A	現状：来場型のイベントはおおむね好評 課題：会場の定員により希望者全員が参加できない場合がある。	拡充	オンライン講座やオンデマンド配信の実施により、来場方式よりも定員を増やし、かつ自宅などの好きな場所・好きな時間に参加しやすい環境を提供する。	総務課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		3	ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業への支援	ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業の事業用運転資金について、区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置の対象とする。	ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業の事業用運転資金を区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。 融資実行実績： H29 年度（5）、H30 年度（3）、 H31 年度以降（0）	B	現状：平成 26 年度の制度新設以来一定の利用が得られた。平成 29 年度において事後調査の結果を踏まえ利用要件を見直し制度の適正な運用を図った。 課題：融資実行実績が平成 31 年度以降 0 であるため、再度制度の運用について検討する必要がある。	継続	①事業所内保育施設の設置・改修など、従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境及び男女が共に働きやすい職場の実現のための設備の導入費用については、事業を継続する。 ②ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業への支援は、令和 3 年度より開始された SDGs 活動企業支援融資により支援を継続する。	産業経済課
		4	ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰	子育てや介護を両立しやすい職場環境や長時間労働の削減などに取り組む企業を表彰することで、男女共同参画や女性の活躍を支援する。	平成 23 年度より、仕事と生活の調和の取組を推進している中小企業等を「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」で選定し「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として表彰してきた。 ・区ホームページ、広報えどがわで受賞企業を紹介 ・産業ときめきフェアでブースを確保し、受賞企業を紹介	B	・労働法等の整備により、ワーク・ライフ・バランスについて、中小企業等へも一定程度取組が浸透している。 ・中小企業等のワーク・ライフ・バランスに対する取組のみにスポットを当てるのではなく、今後は男女共同参画や SDGs 推進と一体的な取組として推進していくことが求められている。	廃止	・ワーク・ライフ・バランス事業は、令和 3 年度より企画課企画係から総務課人権啓発係に事務移管し、男女共同参画と一体となって、効果的に事業展開を実施する。 ・それに伴い「江戸川区男女共同参画推進区民会議」にて検討していくため「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」は令和 2 年度末に廃止した。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰も一定の役割を終えたため、令和 2 年度末に廃止した。	産業経済課 企画課
		5	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去 3 年間）継続雇用（3 ケ月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績について評価した（0.2 点）	A	現状：令和 2 年度学校改築工事、入札参加事業者 17 事業者 中 12 事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。 （えるぼし認定等の活用）	用地経理課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		6	「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」の運営	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、学識経験者、産業分野、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	平成 23 年度より、「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」においてワーク・ライフ・バランスの推進に向けて広く意見交換を行うとともに、仕事と生活の調和の取組を推進している中小企業等を選定し「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として表彰してきた。	B	- 労働法等の整備により、ワーク・ライフ・バランスについて、中小企業等へも一定程度取組が浸透している。 - 中小企業等のワーク・ライフ・バランスに対する取組のみにスポットを当てるのではなく、今後は男女共同参画や SDGs 推進と一体的な取組として推進していくことが求められている。	廃止	- ワーク・ライフ・バランス事業は、令和 3 年度より企画課企画係から総務課人権啓発係に事務移管し、男女共同参画と一体となって、効果的に事業展開を実施する。 - それに伴い「江戸川区男女共同参画推進区民会議」にて検討していくため「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」は令和 2 年度末に廃止した。 - ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰も一定の役割を終えたため、令和 2 年度末に廃止した。	企画課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		7	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	特定事業主行動計画（第3期）より一部抜粋 【イクメンサポート】 男性の視点から見た育児について(イクメンニュース)や、職員の育児参加に理解のある上司(イクボスニュース)等の情報を発信し、他のイクメンやこれからイクメンになる男性に影響を与え、男性の育児環境整備の一助にする。 【時間外勤務縮減】 時間外勤務が45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。 平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を継続的に発出してきた。 【年次有給休暇】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通達を行った。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知も実施した。	B	特定事業主行動計画（第3期）令和元年度検証より一部抜粋 【イクメンサポート】 男性職員の育児休業取得人数が増加傾向にある。（平成30年10人⇒令和元年：14人）男性職員が取得できる出産支援休暇・育児参加休暇の取得日数も高水準で取得しており、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが伺える。 【時間外勤務縮減】 令和元年度は目標（100時間超え、3か月連続80時間超えを共に〇）未達であったが、平成30年度と令和元年度を比較し、「月80時間超え（211名⇒156名）・月100時間超え（71名⇒58名）・3か月連続80時間超え（16名⇒6名）」の時間外勤務をした職員数は大幅な減少となった。 【年次有給休暇】 令和元年度は全体及び管理職共に目標の16日の取得は未達であった。また、前年比微減（一般職：14.9日⇒14.8日、管理職：7.2日⇒6.9日）となった。管理職の取得日数においては、全体平均の約半分となっており、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが伺える。 ※令和2年度の検証は令和3年度に行う。	継続	特定事業主行動計画（第4期：令和3年4月～）より一部抜粋 【男性職員の育児支援】 新たな取組として、男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にすることを目的とし、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けし、対象職員の状況を適切に把握する。各管理職が各種取組に関する具体的な目標を設定し、管理職の人事評価において適切に反映。 ・左記の現状課題については引き続き特定事業主行動計画（第4期）に基づいて時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等を行っていく。	職員課

方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進								
	8	ハローベビー教室	初妊婦及びその父親等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	・就労妊婦が参加しやすいように平日コース（2日制）と土曜コース（1日制）を用意。 ・情報提供、育児体験や妊婦体験等を通し親自身の自覚を高める。 ・産後の孤立化防止のため参加者同士の交流。 ・参加者実績：H29（3,772）、H30（3,524）、H31（2,888）、R2（2,264）	A	現状：R2年度のコロナ禍においては、平日コースの2日目や父親の参加は増加したが、参加者全体としては減少。 課題：R2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のための参加人数の制限等による参加者数減少、時間短縮による内容量の低下に対応するためWeb版（動画）を作成。コロナ禍における産後うつ増加、孤立化防止の対応した内容変更が必要であり検討した。	継続	・R2年度に開始した就労等で参加できない方等に向けたホームページ上のハローベビー教室Web版（動画）の更新。 ・ぴよナビえどがわなどSNSを活用した教室運営の検討。	健康サービス課（健康サポートセンター）
	9	区職員の能力開発（研修）	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修を希望制で年1回実施した。 参加実績：H29年度（19名） H30年度（22名） H31年度（21名） ※R2も予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった	A	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修は、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施することができなかったが、それ以外の年は予定通り実施し、女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	継続	引き続き、年1回、女性職員を対象としたキャリアデザイン研修を実施する。	職員課
	③女性の活躍推進								
	10	創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、インキュベーション施設の提供など、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	・平成16年度から「えどがわ起業家ゼミナール」を実施、H29年度からR2年度の4年間で修了生107人。そのうち54人が女性。 ・平成23年度に創業支援施設を小岩及び船堀で開設。平成29年以降は新たに創業する25人の経営者を支援。そのうち6人が女性。 ・令和2年度より創業促進助成事業を開始。令和2年度は6件に助成金の交付決定をした。そのうち2人は女性。	B	創業前の支援である起業家ゼミナールは、修了生の半数が女性であり、かつ実際に起業を果たす事例もみられ、成果を出している。 創業時、もしくは創業後もない時期の支援である創業支援施設及び創業促進助成事業においても女性の利用は多くないものの、実際に創業し、事業を継続している経営者もあり一定の成果は出している。	継続	創業支援施設は令和3年度で閉鎖し、事業を終了する一方、創業促進助成事業は、助成金の交付決定件数を増やし、支援の規模は維持する。	産業経済課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	毎年年4回実施。子連れ参加および一時保育実施により参加しやすい工夫をしている。 参加者実績（年4回計、子を除く） H28：113名、H29：80名、H30：72名、H31：53名、R2：14名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回のみ開催）	A	現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワークおよび東京しごとセンターが実施している。	継続	今後もハローワークおよび東京しごとセンターの規格に準拠し継続する。	総務課
		12	就職面接会・若年者就職応援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、若年者就職応援セミナーにおいて、若者を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	＜共催セミナー・就職面接会＞ ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向け、外国人向けに対応。 参加者実績（全合計）： H29（693）、H30（742）、H31（538）、R2（154） ＜若年者就職サポート事業（H31年度で終了）＞ 平成29年度～H31年度まで就職支援セミナー、合同企業説明会等を開催。就職実績：H29（19） H30（22） H31（22）	A	- 取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 - 女性の再就職のサポートとしてセミナーや Word・Excel の基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	継続	- 共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 - 全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。	地域振興課
		13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。 新規求職者数/就職者数： H29（1,653/913） H30（1,558/835） H31（1,625/687） R2（1,442/491）	A	ハローワーク木場の職業相談員を、江戸川区役所内に「ほっとワークえどがわ」に配置することで、近隣住民の利便性を活かした職業相談・紹介をすることができた。	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		14	ヤングほっとワークえどがわ	男女問わず、概ね 39 歳以下の若年者に対し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。	・若年者に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績： H29（1,199） H30（1,562） H31（1,419） R2（813）	A	・就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。	継続	・これまで実施した取組内容に記載したとおり、引き続き、就職に関してのカウンセリングや就労のためのパソコン教室、職業の適正診断を実施していく。 ・利用者数 1,000 人以上を目指す。	地域振興課
		15	公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	【採用】 職員の採用にあたっては、男女問わず、同内容の選考を実施している。 【昇任選考】 平成 29 年度から各種昇任選考の試験当日に育児休業取得中であっても受験を可能にした。	A	【採用】 左記のとおり実施し、男女差別なく区職員の採用を行えている。 【昇任選考】 昇任選考や能力実証の受験機会及び対象範囲は男女平等に設けられているため、昇任意欲の醸成や男女平等に働きやすい環境の構築が課題である。	継続	【採用】 引き続き、男女差別なく採用活動を行っていく。 【昇任選考】 ・育児休業取得中でも受験可能であることを所屬長より確実に周知する。 ・昇任後であっても仕事と育児や介護を両立するための休暇等の制度は当然利用可能であることをアピールすると共に、男性の育休取得や子の看護休暇対象年齢拡大など、両立しやすい環境や制度が拡充されていることも確実に周知する。	職員課

課題									
方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取り組んだ。 - 女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 - 多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。 これにより、全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%（10名）、H30年度15%（12名）、H31年度20%（16名）、R2年度17%（16名）と増加傾向で推移している。	A	これまでの取組により、女性管理職の人数は増加傾向にあるが、令和2年度に全職員に対して実施した昇任意欲アンケートによると、「管理職に昇任したくない」と考える女性は64%と男性33%の約2倍となっており、昇任したくない原因をターゲットとしたさらなる対策を講じる必要がある。	拡充	特定事業主行動計画（第4期）として、以下を目標に掲げて取り組む。 《目標》 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。 《取組内容》 （1）管理職への意識づけ 女性職員のキャリアデザイン研修等への参加を促し、管理職への意識づけを強化する。 （2）能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。 また、管理職昇任へつなげる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。	職員課
(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援									
①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備									
	17	保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	多様化する保護者の働き方に対応するため、時間外保育を19時まで延長した。また、保育ママが安心して保育にあたるよう、保育補助費等の補助金を改定し、処遇改善を行った。	B	保育ママの配置に地域差がある。保育需要の多い地域、配置の少ない地域の保育ママ確保が引き続き課題となる。	継続	需要と供給のバランスを平準化するため、保育ママの人材確保に向けて今後も取り組んでいく。	保育課
	18	保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、保育定員の拡大を図る。	認可保育施設の新設等により、保育定員の拡大を行った。 実績（各年4月1日の保育定員） ・H29（12,479）、H30（13,527）、H31（14,456）、R2（14,969）、R3（15,234）	B	待機児童数は減少しているが、全国的にはまだ高い水準にあるため待機児童のさらなる削減に向けて努力していく。	継続	令和4年4月開設の認可保育施設を8施設、分園4施設を開設予定である。それ以後も幼稚園の認定こども園への移行等により、保育定員のさらなる拡大を行っていく。	子育て支援課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		19	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	私立幼稚園預かり保育事業に対する補助事業を実施している。	B	現状：区補助事業では、預かり保育を年間220日以上実施するなどの要件を定めており、区内 37 園ある私立幼稚園のうち、18 園が実施している。それ以外の 14 園は、補助事業に該当しない預かり保育を実施している。 課題：区の補助事業に該当する園の拡大	拡充	区補助事業に該当する園の拡大を図るため、それ以外の幼稚園に対する働きかけを行う。	子育て支援課
		20	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設 124 園で実施。私立園については、区の補助事業を実施している。	A	現状：「これまで実施した取組内容」とおり 課題：保護者の働き方の変化による、利用ニーズの減少	継続	利用ニーズを見据えた対応を進めていく。	子育て支援課
					継続的に延長保育を実施してきた。	A	区立保育園の延長保育を継続して実施してきた。女性の働き方が多様化していく世の中であり、幅広いニーズに今後とも対応していくことが必要である。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した延長保育枠の確保を担う。	保育課
		21	一時保育（私立保育園）	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	私立保育園 7 園及び共育プラザ 2 園で実施しており、実施施設には区で補助を実施している。実施施設では、保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育している。 実績（利用人数） ・H29（5,375） H30（5,527） H31（2,331） R2（1,483）	B	一時保育を実施するにあたっては、通常の保育にかかる保育士に加えて保育士を確保する必要がある。全国的な保育需要の高まりから、保育士確保が困難となってきたことから、一時保育を休止している施設がある。 また、令和 2 年度については新型コロナウイルスの影響により受け入れを休止している園があるため、実施園数がさらに減少している。	継続	「現状・課題」に書いている通り、保育士確保が課題になっているため、既存の保育士確保策を活用し、さらなる保育士確保を促すなどにより、実施施設が増えるよう進めていく。	子育て支援課
		22	緊急一時保育（区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（1 歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	継続的に緊急一時保育に対応した。	B	緊急一時保育は、親族間での緊急的対応・認可外保育園での受入といった多様な選択肢の中の一つとして検討していただくものである。そういったことを相談の段階で十分に案内し、利用者に認識していただくことが、より利用者の選択の多様性を広げる結果になる。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した緊急一時保育の確保を担う。	保育課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		23	子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。	母子生活支援施設「そよ風松島荘」、東京さくら病院（～H30）、わんぱく乳児院（H31～）、協力家庭（H30～）で実施。 登録人数：H29（100）、H30（104）、H31（99）、R2（120） 延べ利用日数：H29（309）、H30（367）、H31（401）、R2（383）	B	現状：育児疲れによる利用も増え、虐待発生予防・未然防止に繋がっている。施設以外にも協力家庭での受け入れを実施し、家庭的な環境での利用ができるようになった。 課題：発達面の課題が大きい児童は利用することができない。	継続	3年度から児童養護施設で新規委託開始。受け入れ枠の増加、特に就学児童を増やすことができた。発達面の課題については施設や協力家庭との協議を重ねながら、それぞれの児童に応じてできるだけ受け入れできるように対応する。	児童相談所 相談課
		24	ショートサポート保育 （区立幼稚園）	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	保護者の就労や求職活動等により教育時間外に保育を必要とする在園児に対し、保育活動を行った。 ・利用者実績：H29(3,330)、H30(2,715)、H31(2,011)、R2(1,291)	B	現状：園児数の減少に伴い、利用者数が減少している。一日当たりの受け入れ可能数を5名程度増やし、保育を必要とする園児に保育活動を行うことができた。 課題：一人当たり月8回までしか利用できないため、利用回数の制限が課題となっている。	継続	保育を必要とする在園児に対し、教育時間外に保育活動を引き続き行っていく。	学務課
		25	病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に保育を行っている。実施施設には区で補助を実施している。 実績（利用人数） ・ H29（2,023）、H30（2,051）、H31（1,954）、R2（577）	B	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の流行に利用数が左右されており、令和2年度は大幅な減少となっている。利用者数は減少しているが、病児期の保育の受け皿として重要な役割を担っており、保護者の就労の一助になっている。	継続	事業者に対し安定的に事業を続けていただくための支援を引き続き行っていく。	子育て 支援課
		26	子育てサポートひろば	ファミリーサポート協力会員が担い手となり、短時間子どもを預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	「子育てひろば」の2か所（共育プラザ南篠崎、共育プラザ葛西）でファミリーサポート協力会員が、お子さんを一時的に預かる事業。 平成29年度：233人預かり 平成30年度：216人預かり 令和元年度：273人預かり 令和2年度：21人預かり	C	現状：2年度はコロナ禍により、共育プラザが休館していたことや預けたい方も預かる方も感染を警戒して、数値が落ちた。また、預かる立場のファミリーサポート会員（「子育てひろば」の常駐会員）が少なく、預かりが出来ない日も多い。 課題：ファミリーサポート会員（「子育てひろば」の常駐会員）を増員するための方法。	縮小・見直し	共育プラザの7館全てが数年で委託となる予定（令和3年現在は中央・平井・南小岩の3館が委託）。原則として委託業務内には、「子育てひろば」でのお子さんの預かりがあり、委託となった館ではファミリーサポート会員の預かりは必要なくなる。	児童相談所 相談課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		27	ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協力会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	育児支援を行う人（協力会員）を多くすることで、利用しやすくなる環境をつくることが保育ニーズに応えることと考え、協力会員向けの研修を各地区で多く開催した。 研修回数及び協力会員数（両方会員含む） 平成 29 年度：11 回実施 63 名登録 全 383 名 平成 30 年度：11 回実施 58 名登録 全 422 名 令和元年度：13 回実施 29 名登録 全 422 名 令和 2 年度：14 回実施（8 月～3 月）43 名登録 全 277 名 ※協力会員について ・年度途中で退会する人がいるため合計は一致しない ・平成 29 年度及び令和 2 年度は 3 年ごとの更新年度	B	現状：2 年度はコロナ禍で実施できない期間があったが、一部の研修を細分化し、研修を受けやすい環境にした。 課題：より受講しやすい環境整備と共に、効果的な周知方法を考える必要がある。	継続	研修の回数を増やし、区内の様々な場所で開催し参加しやすくすることで、協力会員を増やす。	児童相談所 相談課
		28	すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。	多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備の一環として、すくすくスクールにおいては、学童クラブの実施時間の延長を検討した。	A	現状：令和 3 年度より、平日（学校休業日含む）における学童クラブの実施時間を 18 時までから 19 時までで延長することにより、保護者の就労を支援することとした。	継続	学童クラブの時間延長については引き続き実施していくとともに、区民に周知していく。	教育推進課
		29	子どもと家庭の総合相談	子育てや家庭に関する相談を心理士や保育士等の専門相談員が随時受け、育児環境を整える。	育児やしつけ、不登校、障害、非行など 18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる。また、保護者の病気や死亡等の理由により家庭での生活が困難な場合や、虐待に関する相談・通告に対応する。 相談件数： H29 (2,940)、H30 (3,412)、H31 (2,546)、R2 (5,204)	B	現状：2 年度に児童相談所開設。相談窓口の一元化を図り、様々な相談経路から幅広い内容の相談を受け付けることができた。 課題：適切な相談対応ができるように職員の更なるスキルアップが必要である。	継続	専門職の配置を恒常的にしていく。また、各種研修受講でのスキルアップを図る。	児童相談所 相談課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		30	子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	就学前の親子が自由に利用できる子育てひろばを設置し、相互の情報交換やイベントを通じた交流に加え、専門指導員による子育て相談など、健全な子育て環境づくりを図っている。 実績（利用人数） H29（296,815） H30（289,381） H31（245,305） R2（154,076）	B	平成30年度より、3つの部署にまたがっていた所管を一つにまとめ、職員間の情報共有をより促進するなど支援力の向上に努めている。 課題としては、新型コロナウイルスの影響により利用制限を設けるなど、活動が一部制限されている。	継続	適切な声かけや相談対応等により育児不安を軽減し、必要に応じて専門職員や相談機関につなげることで、多くの子育て世代への支援の充実を進めていく。	子育て支援課
		31	親子ひろばあいあい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	幼稚園と地域の応援団が協力し、子育て支援を行った。 ・子育て・発達相談 ・園庭開放 ・親子スクール（親子体験教室、昔遊び、お話し） ・利用者実績： H29(21,049) H30(16,564) H31(10,133) R2(1,050)	B	現状：指導員を中心に地域の応援団と協力し、保護者と子どもが遊ぶ場を提供したり、子育てや発達に関する相談に応じることができた。 課題：区立幼稚園の閉園に伴い、船堀幼稚園のみで活動を行っているため、近隣地域以外の住民への普及が課題となっている。	継続	幼稚園をコミュニティの場として提供し、親子同士や地域住民との関わりの中で子どもが伸びやかに育つよう子育て支援を引き続き行っていく。	学務課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		32	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置・運営する。	・なごみの家設置数 H28(3)、H29(4)、H30(8)、H31～R2(9)計9か所 【なごみの家の主な3つの機能】 ①なんでも相談…子どもから熟年者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援する(相談件数:H28(771件)、H29(1,867件)、H30(4,906件)、H31(5,570件)、R2(7,000件))。 ②ネットワークづくり…「地域支援会議」の開催等により、町会・自治会、民生委員等の地域住民、医療機関、福祉関係者、警察、消防等による「顔の見える関係づくり」を進めることで、地域課題の把握と解決を図る。 - 地域支援会議開催回数・参加者(延べ人数):H28(9回・314人)、H29(8回・283人)、H30(31回・462人)、H31(46回・461人)、R2(書面開催9回・258人) ③居場所…誰でも気軽に立ち寄り交流できる場を提供 - 来訪者数:H28(13,054人)、H29(25,102人)、H30(70,007人)、H31(75,432人)、R2(25,414人)	B	現状:H29～31年度は、概ね計画通りに事業を行うことができた。R2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、来訪者数は減少したが、全体の相談件数は増加した。介護については微増、生活・仕事・8050問題等複合的課題についての相談件数はH31年度より増加したものの、子育てについては約100件減少した。また、地域支援会議は、新型コロナウイルス感染予防の観点より集合形式の会議ができなかった。 加えて、住民の現状を把握するために「困りごと調査」を2回実施したが、調査結果から見えてくる課題等について、地域で共有するまでには至っていない。 課題:なごみの家の本旨である多機関協働による支援や地域力強化	継続	・介護保険課、障害者福祉課、児童家庭課、子育て支援課、保育課等との情報共有 ・配布物によるなごみの家からの情報発信	福祉推進課
		33	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	平成30年度より高齢者虐待対応を強化させるため、専門ケア会議及び定例ケア会議を実施。専門ケア会議では臨床心理士・弁護士をスーパーバイザーとして招き、対応中の事案について、より深いアセスメントと法に則した対応を行う。定例ケア会議では、各職種の専門的知識や経験を活かし、事案が適正に対応されているか他の熟年相談室及び区が評価を行う。こうした取	B	高齢者虐待ケースは増加傾向にある。 高齢者虐待対応について、当該高齢者及び養護者に対するアプローチ方法等が、熟年相談室によって差がある。また各専門職種のスキルを活かしきれていない状況である。区として助言及び指導を行い、個々のスキルアップを図ることが課題である。	継続	・システムにマニュアル機能を付加し、対応を案内する。 ・迅速で的確な対応が可能となるよう実務担当者会議・各種ケース会議等で、区と熟年相談室の役割や対応の適正を適宜確認していく。	介護保険課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
					組を行うことで、熟年相談室の対応の質の向上を図る。					
		34	多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることで介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	（相談窓口の充実） 熟年相談室、介護保険課相談係にて介護に係る相談を受け付け、必要な福祉サービスを案内し利用につなげた。 相談実績：H29 年度 68,532 件、H30 年度 69,672 件、H31 年度 71,360 件、R2 年度 71,372 件 （施設介護サービス基盤整備） ・地域密着型サービス事業者の公募を計5回実施した。 ・公募への事業者の応募を促すため、募集期間の延長、次期公募時期の事前周知の他、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の未整備圏域への整備については区独自の運営費補助を予算計上した。	B	（相談窓口の充実） 現状：実施した取組内容に記載したとおり、適切な福祉サービスを案内することで、相談者および家族の安定した生活の維持を図ってきた。 課題：介護保険制度に理解・関心を持たない方は、相談窓口を知らない場合もある。更なる啓発が課題（区ホームページの活用等）。 （施設介護サービス基盤整備） ・公募を実施した結果、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1件、夜間対応型訪問介護1件、認知症高齢者グループホーム3件、小規模多機能型居宅介護1件、看護小規模多機能型居宅介護2件を選定した。	継続	（相談窓口の充実） 区ホームページ等のオンラインを活用し、幅広い周知を図る。 （施設介護サービス基盤整備） ・引き続き公募を実施し、第8期介護保険事業計画（R3～5）、第9期介護保険事業計画（R6～8）に沿った地域密着型サービスの基盤整備を進める。	介護保険課
		35	介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	平成 18 年度より認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人とその家族の方が地域でいきいきと生活できるように区民の皆様に対して、認知症の理解についての啓発活動として認知症サポーター養成講座を開催している。小中学生向けの講座やスーパーの従業員対象など幅広い世代・団体に向けて講座を開催し、令和2年度末までに24,908人を養成した。また、認知症サポーターのいる団体や民間企業をオレンジ協力隊に認定・顕彰する事業を令和元年に開始し、令和2年度末で、177団体が認定されている。	A	認知症サポーター養成講座は対面式の集合研修方式であるため、新型コロナウイルス感染症対策のため定員を少なくするなどの対策を行っており、今後はリモート研修などの検討が課題である。	継続	認知症の人とその家族、地域サポーター、多職種の職域サポーターの近隣チームによる早期からの継続支援活動を行うチームオレンジについて、認知症施策推進大綱に沿い2025年までに整備する。	介護保険課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		36	介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	19 カ所の熟年相談室で年6回の介護者交流会を実施し介護者同士の情報交換、講師による介護者負担軽減や介護離職防止につながる情報提供、認知症サポート医による相談などを実施している。平成30年度1,627人、令和元年度1,462人の参加があった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える方が多い中、定員を減らしながらも1,048人の参加があった。	B	新型コロナウイルスの影響により感染症予防対策として定員を減らすなどの対応が必要となっている。人とかかわりが減る中、リモートによる交流など集合によらない方法の検討が必要であるが、介護者には高齢者も含まれており、IT機器の利用が難しい場合がある。	継続	第8期熟年しあわせ計画に沿い、介護者の精神的負担を軽減していくとともに、虐待防止や介護離職の軽減に努める。	介護保険課

重点目標									
課題									
方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち									
(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実									
①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進									
	37	男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	国や都が発行する啓発冊子、リーフレット、カード等を積極的に収集し、イベントや図書資料コーナーにて配布。また、区内公共施設や男女共同参画施設内にポスター掲示。	B	現状：国や都の啓発冊子等は、不足しないよう管理し、必要に応じて取り寄せなど在庫管理している。 課題：SNS等による電子データの拡散は十分に実施できていない。	継続	SNS等による電子データの拡散を積極的に実施し、来場者のみであった周知対象を全区民に広げ、若年層の取り込みも図る。 SNS発信回数を年5回以上に増やす。	総務課
	38	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	- 男女共同参画情報誌を年2回(4,000部×2)発行。 - 江戸川区で強くたくましく生きた女性の話を聞きリーフレット「えどがわの女性(3,000部)」を不定期発行。 ともに、区内各施設および都内男女共同参画センター等に配架。イベント時に配布。	A	現状：情報誌には講座レポートや特集記事を掲載し、男女共同参画に特化した内容で作成できている。また、えどがわの女性も熟年者から励まされたとの声が寄せられるなど好評である。 また、電子データを区のホームページに掲載し、誰でもアクセスできる環境を作っている。 課題：SNS等による電子データの拡散は十分に実施できていない。	継続	電子データを区のホームページに継続して掲載するとともに、デジタルが苦手な方にも周知を図れるよう紙面発行も引き続き継続していく。 発行時、SNSでも情報を発信する(概ね年5回以上)	総務課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		39	男女共同参画に関する図書の閲覧及び貸出	男女共同参画の視点を持った図書の所蔵・貸出しにより、男女共同参画の理解促進を図る。	図書資料コーナーを設置し、所蔵・貸し出しを実施。所蔵数約2,900冊。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため閉室中。	B	現状：新型コロナウイルス感染拡大防止のため閉室中。 課題：アフターコロナの活用方法について具体的な検討が必要。	継続	オンラインやSNS等を活用した情報発信を検討する。	総務課
		40	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	毎年6月に著名な方や区で活躍している方を講師に選定して講演会を実施。合わせてパネル展示や啓発資料配布など、意識啓発に努めている。 ・講師 H28：増田明美 H29：天野安喜子 H30：菊地幸夫 H31：坂根シルック R2：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・参加者実績 H28：302名、H29：191名、H30：141名、H31：131名、R2：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	A	現状：定員約200名で毎年概ね好評に実施できている。 課題：参加者数をさらに増やす。	拡充	オンライン講座やオンデマンド配信の実施により、来場方式よりも定員を増やし、かつ自宅などの好きな場所・好きな時間に参加しやすい環境を提供する。 SNS等の活用や広報スタンドなど、広報ソースを増やし、参加者増を図る。 毎年150名以上の参加者を維持することを目指す。	総務課
		41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・幼児教育の中で「男の子だから女の子だから～」という考えではなく、個人を認め、大切に保育の実施を行う。保育の視点を共通認識することで、子どもたちの中にも男女の固定観念がなくなり、個人を尊重する意識ができていく。 ・障害も含め平等に差別されることなく合理的配慮のもとで支援を実施。 ・児童の意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施。	A	・区立保育園長会の会議の中でも討議していき、共通認識を図って保育の実施に繋がっているが、意識に差があることも課題としてあげられる。 ・視覚支援（写真、絵、文字など）を利用し、障害や言葉、認知面の発達に遅れのある児童の意思確認を実施している。 ・プライバシーに配慮した環境（トイレ、着替え場所など）や障害や発達特性に応じた環境の整備及び工夫をしている。	継続	・絵本、紙芝居等、視覚教材も用いて、男女平等及び人権の教育を推進していく。 ・意思確認等のツールとして、タブレットなどICT機器の活用を進める。	保育課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・全校「人権教育の全体計画」の作成（毎年） ・各小中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（毎年） ・代表校による「人権の花」運動への参加（毎年） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（毎年） ※令和2年度の人権メッセージ、人権の花、作文コンテストは令和3年に延期	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。	継続	・各教科等における継続的な指導 ・男女混合名簿の全校導入 ・中学校標準服の選択制の全校導入	教育指導課
		42	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	・人権尊重教育推進校（東京都教育委員会）の指定 平成29・30年度 大杉小学校 研究主題「自他を尊重し、認め合う児童の育成」 令和元年・2年度 大杉第二小学校 研究主題「互いのよさを認め合える児童の育成」 令和3年度 松江第二中学校 研究主題「（仮）人権尊重教育を基盤にした、魅力ある教育活動の実践」	B	人権尊重教育推進校に指定された学校については、人権課題について網羅的に指導する機会を設けてもらっている。なお、研究主題とし自他の尊重を基盤とした研究を推進していくことができています。	継続	本区において、人権尊重教育実践推進校を毎年たて、「自他の尊重」を中心とした研究を推進し、研究成果を広く発信していく。	教育指導課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		43	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	平成29年度 第92号「警視庁江戸川少年センター」視察の様子 第93号「国立ハンセン病資料館」視察の様子 第94号「人権教育プログラム」等の活用による人権教育の推進 平成30年度 第95号「江東児童相談所」視察の様子 第96号「お肉の情報館」視察の様子 第97号「浅草周辺地域」視察の様子 令和元年 第98号「第五福竜丸展示館」視察の様子 第99号「アイヌ文化交流センター」視察の様子 第100号「パナソニックセンター」視察の様子 令和2年度 第101号「江戸東京博物館」視察の様子 第102号「産業・教育資料館 きねがわ」視察の様子 第103号「人権尊重教育推進校」視察・講演の様子	B	毎年、3回教職員の人権意識の高揚を図るために人権だより「しあわせ」を発行することができた。その中において、男女共同参画を含む人権課題に関する資料提供や施設を紹介することができた。しかし、平成29年度以降、男女共同参画について特集を組んだ内容を発行できてはいない。	継続	- 令和3年度人権課題「女性」を取り上げ、特集を組む。 - 令和8年度までに「男女共同参画」を特集し、各学校（園）に参考となる資料や施設を紹介する。	教育指導課
		44	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	- 人権教育研修の実施（年4回） - 人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加 - 全国同和教育研究大会への指導主事の参加 ※令和2年度はそれぞれ中止もしくは延期、書面開催	B	毎年、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校（園）の人権教育担当教員に対して、人権課題「女性」について講義している。平成29年度は「江戸川区の女性」を研修の主テーマとして研修会を実施した。	継続	- 毎年、1回以上は「人権教育プログラム」を活用した研修を行い、その中において必ず人権課題「女性」を取り上げるようにし、教職員に男女共同参画に向けた指導力及び実践力を高められるようにする。 - 令和3年度に人権課題「女性」をテーマとして研修を実施する。	教育指導課

方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		②人権教育を通じた多様な性に対する理解促進							
	45	人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、人権問題等に関する相談に応じ、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	・人権週間行事「講演と映画のつどい」 【参加者実績】H29 年度 272 名、H30 年度 229 名、H31 年度 232 名、R2 年度 185 名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員削減、時間短縮のため映画は実施せず） ・広報えどがわへ啓発記事の掲載（約 20 万部配布・広報データが地域情報サイトなどに掲載されている。） 【掲載実績】5/1 号憲法週間、12/1 号人権週間 ・人権・男女共同参画推進情報誌「カラフル」への啓発記事の掲載（R3.3月発行）3,500 部配布 ・多様な性に YES の日レインボーライトアップ（R2.5/17～5/23） R2.5/10 号広報えどがわ掲載 ・同性パートナー関係申出書受領証の交付（H31.4/1～） 当事者の不利益をなくし、性の多様性について区民の理解を促す取組の一つとして、同性パートナー関係にあるというお二人からの申出書を受領し、受領証を交付する事業を行っている。区営住宅の入居申し込みの際にパートナー関係を確認する書類として受領証を使用することができる。 【交付実績】H31 年度 12 組、R2 年度 11 組 ・性的指向・性同一性（性自認）に関するガイドライン【職員用】の発行（H31.1月）	A	【現状】 毎年実施している「講演と映画のつどい」、広報えどがわへの記事掲載に加え、H31 年度は同性パートナー関係申出書受領証の交付、R2 年度は情報誌「カラフル」への記事掲載やタワーホール船堀のレインボーライトアップなど、より多くの区民への啓発となるよう新たな啓発方法に取り組んでいる。 【課題】 より多くの区民に人権尊重意識の啓発を行う方法が課題である。	継続	・毎年、広報えどがわの啓発記事の掲載に付随して、区 Facebook（フォロワー 5,265 人）、Twitter（フォロワー 5.2 万人）での情報発信を行い、啓発情報の受け手を増やす。 ・「講演と映画のつどい」のオンライン開催やオンデマンド配信などを検討する。また、SNS 等を活用した広報を行い、参加者数を令和 8 年度までに 20%増加させる。（令和 2 年度比）	総務課

			方向性							
			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
					職員の理解を深めるためガイドラインを発行し、説明会（83名）を行った。 ・人権相談 法務大臣の委嘱を受けた区民である人権擁護委員（14名）による人権相談。東京法務局と連携して必要な助言等を行っている。 場所：グリーンパレス区民相談室 日時：毎月第 1 水曜日、午後 1 時～4 時 【相談実績】H29 年度 6 件、H30 年度 3 件、H31 年度 3 件、R2 年度一件（新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止）					
		47	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	性に関するモデル授業（東京都教育委員会） 小岩第四中学校・南葛西第二中学校	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会をつくっている。また、産婦人科医や助産師を招聘した「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にすることを養うことができたことで、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	令和8年度までに外部講師を招へいした「性に関する授業」を中学校全校が実施できるように外部講師のリストを作成し、各校に紹介できるようにする。	教育指導課

課題									
	方向性								
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
(2) 地域活動への男女共同参画による活性化									
①地域活動における男女共同参画の推進									
49	町会・自治会活動	男女がそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	・地域まつりや地域運動会等の地域活動について、地域の方々が活動に参加できるように連絡調整を行った。 ・町会・自治会の加入世帯を増加させるため、地域まつりで加入促進のPRを実施した。	A	若い世帯の加入率が低く、高齢の世帯が多くなっているため、今後も広く町会加入のPRが必要。	継続	これまで実施した取組内容を続けていくとともに、町会・自治会のニーズに合った支援を行っていく。	地域振興課	
50	アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	チラシやポスターにより、新たにボランティアの募集を行った。また、ボランティアの育成を目的として講習会（実のなる木、あじさい、バラの育成など）を実施した。ボランティアの登録数：H29年度末（7,975人）、H30年度末（8,090人）、H31年度末（8,061人）、R2年度末（8,171人）	B	現状：ボランティアの登録者数は、毎年着実に増加している。講習会には、毎回多くのボランティアが参加しており、喜ばれている。 課題：ボランティアの高齢化により活動が縮小、休止中の団体がある。	継続	今後もみどりの活動に関わる新たな人材の発掘や育成に努めるとともに、ボランティアのレベルアップのための講習会を実施する。（年6回程度）また、InstagramやHP等を活用して、みどりの情報発信を行う。	水とみどりの課	
51	環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	各地区の様々な実践活動の支援や、一斉美化運動を継続して行った。 【各地区協議会活動参加人数】 H29：15,372人、 H30：90,077人、 H31：85,071人、R2：222人 【美化運動（春・秋）参加人数】 H29：56,165人、 H30：52,127人、 H31：50,933人、 R2：7,961人 【環境をよくする絵画コンクール】 H29：10,144件、 H30：8,325件、 H31：8,158件、 R2：5,797件	A	協議会活動では区内6地区ごとに、一斉美化運動やリサイクル活動、喫煙マナーアップキャンペーン、違法駐車迷惑駐輪防止活動、違法屋外広告物撤去活動など多岐にわたる活動を行っており、多くの区民が参加している。 また、区内小中学生を対象とした「環境をよくする絵画等コンクール」も実施しており、幅広い年代が環境をよくする運動に参加している。	継続	今後も区内6地区での実践活動や絵画コンクールを継続し、誰もが地域活動へ参画できる機会を設けていく。	環境課	

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		52	安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動（防犯パトロールや啓発キャンペーン等）を継続・発展させ、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	町会や団体によるパトロールを支援し、地域見守り活動を実施する町会や商店街などの団体に対する防犯カメラ設置補助を継続して行い誰もが地域活動へ参画できる機会を提供した。 【安全安心パトロール隊数（町会、学校・PTA、商店街等による）】 H29：433 団体 28,162 人 H30：458 団体 28,862 人 H31：767 団体 32,433 人 R2：793 団体 31,933 人 【防犯カメラ 設置地区数・台数】（ ）は累計 H29：2 地区 42 台（22 地区 396 台） H30：7 地区 129 台（29 地区 525 台） H31：11 地区 100 台（40 地区 625 台） R2：2 地区 35 台（42 地区 660 台増加）	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、パトロール団体数や防犯カメラ設置台数を順調に増加することができ、男女関係なく誰もが地域活動へ参画できる機会を提供することができた。 課題：今後、さらにパトロール団体や防犯カメラ設置台数を継続して増やしていくことが課題。	継続	引き続き誰もが参画できる機会を提供し地域活動を活性化していくために、安全安心パトロール隊に腕章や自転車表示幕などのパトロール物品の配布による支援や防犯カメラ既設置町会に対する増設、未設置町会に対する新規設置の働きかけを継続していく。	地域防災課

		方向性								
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署	
		②多様な視点を反映した地域防災力の向上								
		54	地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	避難所運営協議会などにおいて女性の視点を取り入れた訓練の実施などを働きかけた結果、授乳室・更衣室の設置やマンホールトイレの男女分け、女性専用スペースでの警備などについて協議が進んだ。また、生理用品の全校配備を今年度中に完了する予定であり、避難所における女性に配慮すべき課題の解決を図っている。	B	現在、避難所における女性に配慮すべき課題について避難所運営協議会などで協議を進めている。今後、訓練（授乳室・更衣室の設置訓練など）を行い、反省点を洗い出す。	継続	避難所運営協議会未設立の避難所で設立を促進し、その中で女性に配慮すべき課題についての協議を行っていく。 生理用品の配付方法など、まだ協議すべき課題はあり、今後も避難所運営協議会での協議を重ねていく。	地域防災課
		55	地域防災計画の改訂・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性の視点を取り入れた地域防災計画改訂に取り組む。	地域防災計画の修正にあたり毎年各防災関係機関及び関係部署へ意見提出を依頼しているが、依頼に際して送付文に女性の視点の反映や、男女共同参画の実現に資する内容も積極的に記載するように明記した。	A	地域防災計画には円滑な避難所運営対策として男女のニーズの違いや運営への女性の参画等に関する配慮事項を「避難所開設・運営マニュアル」としてまとめるよう明記している。 例えば、避難所運営部長が男性であれば副部長は女性を選出するなど、避難所運営に性別の偏りが生じないよう取り組んでいる。	拡充	内閣府男女共同参画局作成のガイドライン「災害対応力を強化する女性の視点」の内容を遵守し男女共同参画の実現に向けて取り組んでいく。 また、地域防災計画の修正に関する庁内や各防災関係機関等へ依頼においても、女性の視点の反映や、男女共同参画の実現に資する内容を積極的に記載するよう、引き続き働きかけていく。	防災危機管理課

重点目標									
課題									
方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち									
(1) 困難を抱えた人への支援									
①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援									
56	ひとり親家庭総合相談事業【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、キャリアコンサルタント等の資格を持った相談員による総合相談窓口で相談対応をしている。就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援などの相談・支援業務に特化している。 相談延べ数 H29(1,193) H30(1,215) H31(1,164) R2(993)	A	現状：ひとり親の「経済的・精神的な自立」のため、専門性の高い相談員が、ライフプラン、キャリア形成の相談に応じている。 相談員は、ひとり親の支援策だけでなく、ハローワークの事業などの労働施策や最新の業界動向に精通し、相談者の人柄、能力、働ける時間等と企業側の求める人物像の両方を把握したうえでマッチングしている。 課題：相談者によっては、就労経験が少ない等の理由によりマッチングが困難な場合がある。	継続	ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、「経済的・精神的な自立」を図るため、専門性の高い相談員が今後もきめ細かく相談・支援をしていく。	児童家庭課	
57	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行った。 相談件数 H29(4,557) H30(4,517) H31(4,568) R2(4,017)	A	現状：母子及び父子福祉資金の貸付や各種給付金を支給することで、ひとり親の経済的な自立にむけた相談・指導を行っている。 課題：ひとり親家庭は、相対的貧困率が50.8%と経済的な困難を抱える世帯が多い。特に母子家庭は、離婚した父親から養育費を受給できている割合が24.3%と低い。	継続	今後も、ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行っていく。	児童家庭課	

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		58	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合、ホームヘルパーを派遣する。	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行った。 延べ利用時間 H29（20時間） H30（24時間） H31（122時間） R2（23時間）	A	現状：ひとり親家庭となった直後3か月以内の方や、ひとり親家庭の親又は義務教育終了前の児童のうち一時的な傷病の方にホームヘルパーを派遣し、食事の世話などの必要な援助を行った。 課題：コロナ禍の中、感染症の拡大に終息の目途がたらず、家庭内に入られることを懸念する局面が続いている。	継続	病気やけがなど日常生活に一時的に支障があるひとり親家庭の支援を図るため、今後もホームヘルパーを派遣していく。	児童家庭課
		59	母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	母子世帯の自立促進のため、母と子の生活相談の充実を図り、精神の安定と経済的支援の安定が図れるよう支援した。また、子どもの健全育成を図るために、学習指導、生活指導、行事等を実施した。 入所世帯数 区内：H29（17）、H30（17）、H31（15）、R2（15） 広域：H29（1）、H30（1）、H31（5）、R2（3） ※各年度4月1日現在	A	現状：様々な課題を抱える母子に対して課題解決のために様々な支援を実施した結果、生活の安定が図られ施設退所につながった。 課題：近年はDV避難の母子の入所など課題が複雑化している。	継続	様々な課題を抱える母子世帯の自立促進のため、関係機関と連携して課題解決に向けて細やかな支援をしていく。	児童家庭課
		60	児童扶養手当 児童育成手当	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	ひとり親世帯等に児童扶養手当、児童育成手当を支給 各年度末時点の受給者は以下の通り。 【児童扶養手当】 H29（5,282）、H30（5,139）、H31（4,887）、R2（4,773） 【児童育成手当】 H29（7,587）、H30（7,480）、H31（7,301）、R2（7,089）	A	必要に応じて手当受給者を就労支援や手当以外の支援に繋げることや、日本語が出来ない外国人への支援が課題。	継続	①「ひとり親家庭のしおり」を継続して作成し、手当受給者に配布する。 ②eトークの導入	児童家庭課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		61	母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	母子家庭の方で生活資金が一時不足する場合に、生活一時資金を貸し付け、その生活の安定を図った。	A	現状：引っ越し費用や子の進学先の制服購入などの理由により、生活資金が一時的に不足した方に、審査を行い要件を満たす方に貸付を実行した。 課題：母子世帯の母の預貯金額は、「50万円未満」が39.7%と最も多く、学費の支払などでまとまった支出をする場面で困難があること。（平成28年度 全国ひとり親世帯等調査より）	継続	生活資金が一時的に不足した方に対し、引き続き、申請の理由や日頃の生活収支、返済の見込みなどをきめ細かく聞き取りをすることで、返済に無理のない適正な範囲での貸付を実行していく。	児童家庭課
		62	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために1年以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、看護師等の資格を取得するための養成機関での修業中の期間について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、修業期間中の生活の安定及び資格の取得を支援し、母子家庭又は父子家庭の経済的自立の促進を図った。 給付件数 H29(21) H30(23) H31(21) R2(14)	A	現状：就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について本給付金を支給し、経済的な自立につなげていく。 課題：母子世帯の母は、81.8%が就業しているが、平均年間収入は243万円と児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると49.2ポイントと低いこと。 （平成28年度 全国ひとり親世帯等調査より）	継続	今後も、事前相談の際に、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。	児童家庭課
		63	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、職業経験が乏しく技能も十分でないひとり親家庭の母等の就業を、より円滑にするための主体的な能力開発を支援することで、経済的自立の促進を図った。 給付件数 H29(4) H30(10) H31(11) R2(5)	A	現状：ひとり親家庭の母又は父が主体的に能力開発すること支援し、技能・資格を取得することで経済的な自立につなげた。 母子世帯の母は、81.8%が就業しているが、平均年間収入は243万円と児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると49.2ポイントと低いこと。 （平成28年度 全国ひとり親世帯等調査より）	継続	今後も、事前相談の際に、支給を受けようとする者の就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等から判断して、対象講座を受講することが適職に就くために必要であるかを的確に把握し、ひとり親の経済的自立につなげていく。	児童家庭課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		64	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	民間の賃貸住宅に居住し、やむを得ず転居を求められたひとり親家庭等に対して、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図った。 給付件数 H29(6) H30(5) H31(2) R2(1)	B	現状:ひとり親家庭及び児童を養育する者と児童で構成する世帯のうち、2年以上居住している住宅からの転居を求められ、要件を満たす方に助成を行い、住まいの安定を図った。 課題:地価の高騰により立ち退きを迫られるということが無く、事業の対象者の先細りが想定されること。	継続	今後、人口減少の局面を迎え、地価高騰の影響による立ち退き事例は減少していくと想定されるが、申請の相談時には、丁寧に聞き取りをし、支援の対象と判断される場合には、住まいの安定を図るべく支援をしていく。	児童家庭課
		65	ひとり親家庭学習支援	児童扶養手当などを受給している家庭の中学生で、学習塾・家庭教師などを利用していない方を対象に、大学生などのボランティアによる学習支援を行う。	H31 年度で事業廃止	D		廃止		児童家庭課
		66	奨学資金貸付	経済的な理由で高等学校等への修学が困難な方を対象に、奨学金の貸付を行い、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	ひとり親家庭を含む奨学生延べ431 名に奨学金の貸付を行った。	A	令和3年度の貸付予定者は30名。 国や都の支援制度の拡充を受け、新規奨学生の募集は平成30年度をもって終了。	縮小・見直し	国、都、他機関の教育費の助成・奨学金制度について、広く周知を図る。	教育推進課
		67	入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	融資あっせんの案内を区立中学校・公共施設・各信金窓口へ送付し区民へ周知。融資が決定した方については、保証保険料及び利子補給金の交付を実行。 あっせん実績: H29/100 件、H30/103 件、H31/125 件、R2/72 件	A	現状: 左記記載のとおり、融資あっせんにより低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援している。	継続	引き続き、当該事業について区民へ周知していく。	教育推進課
		68	木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	ひとり親家庭を含む奨学生延べ42 名に育英資金の支給を行った。	A	令和3年度の支給予定者は33名。 令和2年度より国の給付金が拡充され、応募が減少している。	継続	寄付金を原資とした基金残高に基づき、事業を継続する予定。	教育推進課

方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	②困難を抱えた人の生活支援								
	69	人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵犯問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	行政相談員は国の行政機関に対する要望・苦情などの相談を、人権擁護委員は女性の人権をはじめとする様々な人権問題について相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行っている。 ※グリーンパレス区民相談室以外でも相談に対応している。 ○グリーンパレス区民相談室 【行政相談実績】 平成 29 年度 2 件、平成 30 年度 4 件、平成 31 年度 3 件、令和 2 年度 0 件 【人権相談実績】 H29 年度 6 件、H30 年度 3 件、H31 年度 3 件、R2 年度 - 件(新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止)	A	現状:相談内容に応じて必要な助言や関係機関(行政評価事務所、東京法務局)との連携を行っている。	継続	引き続き、関係機関と連携して行政相談、人権相談を実施していく。	総務課
	70	生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	相談者一人ひとり個別に相談を受け、貸付を実施。また、相談者の生活状況に応じた部署への案内も行った。 貸付実績：H29 (184)、H30 (157)、H31 (142)、R2 (145)	A	これまで実施した取組内容に記載したとおり、個々の状況に応じた対応を行うことで、相談者の生活の維持や再建を図ることができた。	継続	引き続き相談者個々の状況に応じた案内を行いながら貸付を実施し、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
	71	母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	未熟児の新生児に必要な医療の給付を行う。 ・養育医療給付人数：H29 (132)、H30 (133)、H31 (116)、R2 (103) 身体障害のある 18 歳未満の児童に対し生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。 ・育成医療利用件数：H29 (155)、H30 (154)、H31 (219)、R2 (190)	A	申請(審査あり)に基づき、必要な医療給付を行っている。	継続	引き続き、必要な医療の機会を提供していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		72	女性総合相談	人間関係や様々な悩みを聞き、解決に向けて関係機関を紹介する。 ～H30 年度：女性総合相談 H31 年度：家庭の総合相談 R2 年度：大人のなんでも相談	～H30：女性を対象に、生き方や人間関係など様々な悩みを聞き、解決に向けて関係機関を紹介した。 H31：セクシャル・ハラスメントなど性別による権利侵害、夫婦・親子等家庭の問題、職場・近隣との人間関係、性別に関する悩みを聞き、解決に向けて関係機関の紹介や情報提供を行った。 R2:夫婦・親子の問題などの問題解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介した。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行った。 相談実績：H29（1,231）、H30（1,285）、H31（1,422）、R2（2,010）	A	現状：「大人のあらゆる相談」の相談窓口として、「大人」に関する全ての相談を受け付け、内容に応じて関係機関を紹介するなどの確に対応し、解決に向けた支援を行う。相談の中で、法的な助言や情報提供が必要な問題については、弁護士による法律相談につなげた。 課題：離婚に関する相談については、利益が相反する者の両名から相談の希望があった場合に、同じ弁護士が担当しないなどの調整が必要であること。	継続	引き続き、様々な相談に的確に対応できる専門員を配置し、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介していく。 これまで法律相談は、月1回土曜日に女性弁護士が相談に応じていたが、令和3年度からは、平日の週3日及び月1回夜間に、「離婚・DV・LGBTQ」に精通した弁護士が相談対応できるよう体制を整えた。	児童家庭課
		73	次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されることなく将来に向けて生活の安定を図る。	・児童の家庭状況を把握するため、自宅への訪問及び関係機関での面談等を実施した。 ・居場所づくりを兼ねた学習会を実施した。また、進学に向けた情報提供や高校進学後の定着に向けた相談及び日常生活・学習等を支援した。 ・次世代育成支援事業参加児童数（延べ人数） H29(339)、H30(417)、H31(488)、R2(349)	B	・不登校児の家庭では、子どもの教育について親の関与がない、又は関心がないなどの問題を抱えている。 ・R2 年度は新型コロナウイルスの影響で学習会や家庭訪問等を中止したため、参加児童数が減少した。	継続	・自宅訪問時に子どもの学習支援などだけではなく、親への信頼関係構築へ向けた支援も積極的に行っていく。 ・R3 年度以降、新型コロナウイルスが落ち着きを取り戻したのちに、不登校児の的確な把握から自宅訪問等での声掛けなどによって参加児童数を500人程度まで増やしていく。	生活支援第一・二・三課
		74	若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない 35歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	月4回（初めての方限定の会を含む）開催し、コミュニケーションスキルの向上、就職に必要なスキルや心構えの習得を目的とし、講義やグループワークなどを実施。 参加実績（延べ）： H29（426）、H30（348）、H31（286）、R2（234） 新規登録者： H29（35）、H30（24）、H31（26）、R2（30）	A	・アンケートの結果より、多くの参加者から「自信が回復した」や「前向きになれた」などの声が上がっており、就職決定した参加者もいたため、多くの参加者の就職活動に寄与できたと考える。 ・毎回参加者に記入してもらうアンケートの集計結果より、参加者が求めているテーマ等を把握し、状況に合わせて開催することができた。	継続	・アンケートの集計結果や社会情勢を鑑みてテーマや講義内容を検討しながら引き続き実施する。 ・新規利用者毎年 30 名を目指す。	地域振興課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		75	地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず熟年者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	・情報共有・連携強化を目的とした会議を年一回実施した。 ・なごみの家により地域課題を抽出し、解決を図るための地域支援会議を定期的開催。複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者に対する個別ケース会議を随時行った。 ・協力団体等からの通報に対応し、必要に応じて安否確認を行った。 緊急安否確認： H29（101）、H30（136）、H31（83）、R2（91）	B	現状：実施した取組内容に記載したとおり、各会議を実施したことで関係機関と連携し活動できた。緊急安否確認の対応は熟年相談室へ委託し、協力団体等からの通報に対応している。 課題：介護サービスの利用がなく、地域との関りが薄い熟年者に関する情報が入ってきにくい。	拡充	・関係機関との連携強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していく。	福祉推進課
		76	地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	・新たに名簿対象となる方、これまで名簿への記載を希望していなかった方へ登録同意調査を実施。 ・区内消防三署、なごみの家、提供を希望する町会・自治会へ名簿の提供を行った。	B	提供する町会・自治会数が減少傾向にある。	継続	各地域の連町会議へ出席し、PRを実施。さらにすべての町会・自治会へPRチラシ等を送付し、活用に繋げていく。	福祉推進課
		77	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行う。 【件数】 令和3年：1,262、令和2年：1,087、令和元年：1,101 平成30年：1,015、平成29年1,031、平成28年：901	A	ごみの収集は区民生活の安定確保に不可欠な行政サービスであり、熟年者や障害者に対しても欠けることなく実施する必要がある。また、在宅生活の支援という視点においても有用である。	継続	自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行う。	清掃課
		78	住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	申請者に必要な改修を本人や家族、ケアマネジャーや施工者とともに検討し、安全な居宅生活が送れるように支援を行っている。 助成決定実績：H29<170件> H30<148件> H31<109件> R2<132件>	B	地域包括支援センターやケアマネジャーに住まいの改造助成制度の案内を充実させることにより、より広く周知を図り、あわせて正しい理解と有効利用を勧めていく。	継続	リーフレット等を作成し、地域包括支援センターや介護事業所に配布し、制度の普及に努める。	介護保険課

課題									
	方向性								
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
(2) 生涯を通じた健康支援									
①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進									
79	女性の健康講座	女性特有の健康問題に関する講座を実施する。	参加者実績 H28：151名（2回開催）、 H29：56名、H30：35名、 H31・R2：新型コロナウイルス感染拡大により中止	A	現状：毎年概ね好評に実施できている。 課題：来場方式で実施してきたが、定員超の場合に参加をお断りする場合がある。	継続	オンライン講座やオンデマンド配信の実施により、来場方式よりも定員を増やし、かつ自宅などの好きな場所・好きな時間に参加しやすい環境も提供する。	総務課	
80	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発するため、健康応援情報誌及びポスターを作成する。	3月の女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発するため、健康応援情報誌及びポスターを作成した。 （令和2年度は情報誌のみ）	A	令和2年度はこれまでのレイアウトを変更し、より見やすい工夫を心掛けた。 令和2年度で紙媒体での情報提供は終了となったため、どのような手法で広報していくのが、課題である。 SNSの活用について検討する必要がある。	縮小・見直し	紙媒体での情報提供は令和2年度で終了。 今後は、区ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどの媒体を活用して、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。	健康推進課	
81	骨粗しょう症 予防教室	骨粗しょう症に対する知識の習得と生活習慣を振り返るための講座を行い、生活習慣改善に結びつける。	令和元年度に事業終了	D				健康サービス課(健康サポートセンター)	
82	性感染症相談及び HIV 検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV 検査を実施する。	・保健所において、匿名での HIV 検査を実施した。 →検査実績：H29(549)、H30(451)、H31(500)、R2(51) ・毎年 12 月 1 日の世界エイズデーに合わせて、普及啓発活動を実施した。 →健康サポートセンター等でレッドリボンタペストリーや予防啓発ポスターの展示、性感染症予防パンフ及びグッズの提供をした。 ・毎年東京都 HIV 検査・相談月間に合わせて、普及啓発活動を実施した。 →区広報への掲載など	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、都や国の予防イベントを周知することで、保健所で匿名で検査を受けられることを普及することができた。 課題：新型コロナウイルス感染症の流行により、検査体制を確保できなかったことが今後の課題。	継続	新型コロナウイルス感染症の流行がおさまり、検査再開時には改めて検査体制や周知方法を見直しつつ実施する。	保健予防課	

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		83	青少年層へのHIV対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	- 希望する中学校への性感染症予防に関する健康教育を行い、性感染症に関する知識の普及啓発、健康増進を図った。 →健康教育実績：H29（2,740人）、H30（1,998人）、H31（298人） - R2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行により健康教育は行わず、区内の中学校全校（33校）へ性感染症予防のパンフレット（984部）を配布した。	A	現状：希望する中学校へ性感染症予防の健康教育を行うことで、正しい知識を提供でき、予防行動がとれるようサポートできた。 課題：新型コロナウイルス感染症の流行により、健康教育として実施していくべきか検討が必要。	継続	新型コロナウイルス感染症の流行状況に合わせた啓発活動を実施する。	保健予防課
		84	産後ケア	産院等の空きベッドを活用して、産後うつ等に対する母子ショートステイを実施し、児童虐待の未然防止を図る。	産後ケア（訪問型）は新規事業として R2 年 10 月より開始。区内産後ケア（通所型）（宿泊型）は医療機関のみであり、コロナ禍で稼働できない状況から区外施設と 11 月から契約し事業の拡充を図った。 - 産後ケア（訪問型）実績（件）：R2（94） - 産後ケア（通所型）実績（件）：H30（82）、H31（121）、R2（36） - 産後ケア（宿泊型）実績（件）：H29（5）、H30（9）、H31（3）、R2（0）	A	区内で産後ケア（通所型）（宿泊型）が実施できる施設は医療機関2か所のみとなっており、コロナ禍において実施することができなかった。 コロナ禍の長期化により、経済苦、孤立しやすい状況が続くことも予想されるため、事業の拡大が必要である。	拡充	産後ケア（訪問型）は R3 年度、対象者を産後 1 歳未満の母子とし、また利用回数を 1 回のお産につき 3 回に拡大する。 産後ケア（宿泊型一般）は区内医療機関施設が感染予防策を実施しながら開始する。 また、通所型と訪問型共に申し込み方法に東京都電子申請サービスを追加予定している。	健康サービス課（健康サポートセンター）
		85	妊婦歯科健診	ハローベビー教室（平日）の中で実施し、歯科健診・歯科保健指導・口腔ケアの指導を行う。	令和元年度より、受診方法を個別医療機関での受診に変更し、より受診しやすい環境を整備した。 受診者数（受診率）：平成 29 年度 1,215 人（19.6%）、平成 30 年度 1,241 人（19.7%）、令和元年度 1,572 人（25.4%）、令和 2 年度 1,493 人（27.2%）	A	受診方法を変更したことにより、コロナ禍であっても中止を避けられる体制となっている。受診率も、令和元年度からは増加しているが、さらなる受診者の増加が必要となる。	継続	妊娠中の歯科健診受診の重要性について、現状では母子保健バックヘチラシ封入、母子面接での案内、区ホームページへの掲載を実施しているが、今後、SNS の活用など充実を図る。	健康サービス課（健康サポートセンター）
		86	妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	妊婦や胎児の死亡率低下、流・早産、心身障害児の発生予防を図る。 延受診者数実績：H29（73,436）、H30（71,611）、H31（69,028）、R2（59,033）	A	コロナ禍で出産件数が大きく減少しているため、費用助成件数も比例して減少している。また里帰りしている妊婦が多いためか、償還払いの申請件数が目立つようになる。	継続	安心して出産ができる環境を整えるべく引き続き取り組んでいく。	健康サービス課（健康サポートセンター）

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		87	妊婦全数面接事業（びよママ相談）	妊娠届出時または、妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行うことで出産や子育てに関する不安及び悩みを軽減する。産後も相談しやすい関係を作り、必要に応じた支援を切れ目なく行う。	新型コロナウイルス感染への懸念に考慮し、母子健康手帳の郵送申請を実施。妊婦全数面接を受ける機会がない妊婦が発生したが、適宜事業の目的を電話や手紙で説明したことにより、来所者の減少を抑えることができた。 面接実績（件）：H29（6,656）、H30（6,290）、H31（6,157）、R2（5,440）	A	現在は国と都の補助金を活用し、育児ギフト（子ども夢商品券 9,500 円分）を渡しているが、補助は令和6年度までとなっている。補助終了後、区独自のギフト配布は困難な状況から、面接数を維持する仕組みが課題となっている。	継続	オンライン相談など、より相談しやすい環境づくりの検討。	健康サービス課（健康サポートセンター）
		88	妊産婦訪問指導	保健師の訪問指導により、異常の早期発見・防止についての指導、妊娠中の健康相談を行う。	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行った。 ・訪問実績：H29（1,221）、H30（1,245）、H31（922）、R2（905）	A	H31 年度～R2 年度は新型コロナウイルス感染の影響のため、訪問希望されない方、里帰り出産の長期化、妊娠届出数の減少等により訪問数は減少した。そのため、要支援者へ支援できないケースが増えた。	継続	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行う。	健康サービス課（健康サポートセンター）
		89	助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関しての相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	助産師による個別相談や参加同士の交流により、育児不安の軽減や母子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるように支援した。 ・利用者数実績：H29（833）、H30（671）、H31（551）、R2（193）	A	新型コロナウイルス流行以前は予約制ではなく自由に参加でき、母親同士の交流も活発であり、孤立化防止につながっていた。令和2年度は中止期間があり、再開後は新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を制限し時間予約制・時間短縮となり参加者同士の交流を中止している。	継続	・感染予防対策を行い、参加者交流の再開 ・オンライン相談の検討	健康サービス課（健康サポートセンター）
		90	地域子育て見守り事業	研修を受け登録をした子育て見守り員が、対象家庭を訪問し子育て情報バッグを届けながら、乳児その保護者等の様子、育児に関する不安・悩み等の傾聴及び相談、地域の子育てに関する情報を提供する。	R2 年度より「赤ちゃん訪問事業」として新たに訪問員を増員し、充実を図った。 訪問員：H31 年（105 名）、R2 年（167 名） 訪問実績（回）：H31（2,445）、R2（2,423） 面会実績（回）：H31（1,554）、R2（933）	A	予定していた訪問員への研修会と連絡会が新型コロナの影響で実施できなかった。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言発令期間（6か月間）は投函のみとし、面会を実施しない方針をとった。またそれ以外の時期においても対面を希望されない保護者もあり、面会実績が大幅に減少した。	継続	感染対策を講じた研修会や連絡会の実施の検討。面会できなくても状況把握ができる方法の検討。	健康サービス課（健康サポートセンター）
		91	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	乳幼児健診時に予診票や、子育てアンケートを実施し、父親の育児参加の状況や母親への支援状況など確認し、支援が必要な方のセレクトを行い、相談に応じている。	A	健診時の課題解決に向けて相談する。健診時の相談で解決できない課題がある方は、地区担当保健師に引き継ぎ、継続支援を実施している。健診未受診などにより、現在の状況が把握できない家庭がある。	継続	より受診率向上に向けて取組、不安や課題を抱えた育児をしている家庭を把握し、支援に結び付けていく。	健康サービス課（健康サポートセンター）

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		92	新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が1回訪問指導をする。	育児や発育上に必要な助言を行うとともに、EPDS等のツールを活用し、産後うつの早期発見や虐待予防に努めてきた。 訪問実績(人): H29(3,619)、H30(3,514)、H31(3,373)、R2(2,514)	A	年々出生数の減少が認められる中、H31年度3月以降は、新型コロナウイルス感染予防等による訪問希望者の減少や、里帰りの長期化などのより対象者が減少。 コロナ禍での育児は、抑うつ状態を助長しかねず、相談しやすい環境の検討と早期発見の工夫が必要。	拡充	SNS等を活用し、新生児期の母子とよりスムーズに連絡が取れる仕組みや、育児不安や抑うつ状態等の早期発見及び早期相談につなげる方法を検討する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
		93	多胎児の会	双子・三つ子など同じ環境にいる親同士が交流することで、育児に関する情報交換や問題解決する力を育み、安心して子育てできるように支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場となっている。その中で、一人育児の不安や負担軽減のための解決策の共有を図っている。 ・利用者数(組)実績: H29(173)、H30(138)、H31(158)、R2(71)	A	新型コロナウイルス感染症の予防のため、予約制で人数制限をしてグループ活動を実施している。参加者の抱える課題や解決策の共有、日ごろのストレス解消の吐き出しの場となっている。育児において、具体的に父親がどのような役割をとっているかなど情報共有する。実際は、父親の社会的立場により、育児参加できない場合も多い。	拡充	グループに参加できるように、制度をうまく活用し、不安や負担の少ない育児ができるよう、継続支援する。また、保健師に加え助産師、保育士等の専門職を入れることで、様々な相談支援が受けられるよう体制の拡充を図る。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
		94	2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、仲間づくりや子育てに関する相談や情報を受けられる場所を提供することで子育てを支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場としても実施している。その中で、一人育児の負担や負担軽減のための解決策の共有を図っている。 ・利用者数実績: H29(2,201)、H30(2,226)、H31(1,917)、R2(854)	A	新型コロナウイルス感染症の予防のため、予約制で人数制限をしてグループ活動を実施している。参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場となっている。育児において、具体的に父親がどのような役割をとっているかなど情報共有する。実際は、父親の社会的立場により、育児参加できない場合も多い。	継続	制度を活用し、不安や負担の少ない育児ができるよう継続支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

方向性									
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
	②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進								
	95	各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	各種健康講座、グループ活動など個人や地域に対し講演や相談事業等を行った。 講演会・講習会等実績： H29（1,392回 51,721人）、 H30（1,347回 52,489人）、 H31（2,631回 39,354人）、 R2（697回 7,665人）	A	新型コロナウイルスの影響により、講習会等の開催中止や少人数かつ開催時間の短縮で、情報発信そのものが大きく制約を受ける状況となったため、ホームページ等の広報媒体を活用し情報発信を行った。外出を控えることで、熟年者を中心に地域住民どうしの交流機会の喪失による閉じこもりや、運動不足などからくるフレイルや肥満などの課題に対して継続した情報発信が必要。	継続	・感染対策を講じた各種事業や健康講座等の実施、熟年者等の外出控えによる課題に対応した内容の検討。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
	96	栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。	食とのかかわりの深い疾病（糖尿病、脂質異常症）の予防、肥満の改善などについて、個別の栄養食生活についての相談を行った。 相談実績： H29（1,259人）、 H30（1,274人）、 H31年（1,465人）、 R2年（860人）	A	新型コロナウイルスの影響により、相談事業の中止や相談への来所控えがあった。また、個人の生活への新型コロナウイルスの影響で食事量の増加・減少や肥満等の健康課題やサプリメント購入量の増加など適切な栄養・食事の取り方へのアドバイスが必要な方が増えている。今後は、このような方たちへの感染症流行期での相談体制や区民への事業周知が課題となる。	継続	感染症対策を講じた相談体制をつくる。従来からの疾病予防だけでなく、生活環境の変化に合わせた栄養や食事のとり方への不安に対する相談や情報提供等について、検討する	健康サービス課 （健康サポートセンター）
	97	がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	9月のがん予防推進月間に合わせ、がん予防の普及啓発として、ポスターとリーフレットの作成、及び8月末に子宮頸がん（20歳）・乳がん（40歳）の個別受診勧奨を実施した。1月には大腸がんについても、40・45・50・55・60歳を対象に個別勧奨を実施した。	A	9月のがん予防推進月間のポスターは、若い世代にターゲットを絞り作成を行ったこともあり、9月・10月の乳がん・子宮頸がんの受診者が増加した。 個別勧奨をすることで、一定の効果があがることから、今後の勧奨方法についても工夫が必要である。	継続	区で実施しているがん検診の認知度を上げること、受診者を増やすための個別勧奨に力を入れていく必要がある。	健康推進課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		98	がん予防出前教室	将来的ながん死亡者の減少や生活習慣の大切さを若い世代から意識づけるため、小・中学生に対しがんの正しい知識を教える出前教室を実施する。	中学校は医師会から医師を講師派遣、小学校は8か所の健康サポートセンターから保健師を講師派遣して実施した。平成29年から令和元年の実績としては、中学校 33 校、小学校 71 校。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見合わせた。	A	令和3年度は昨年実施できなかった学校から実施する予定。小・中学生からがんの発生に関与する生活習慣を見直していくことの必要性を伝えていく。また、教室の内容を保護者にも波及を狙い、保護者世代へのアプローチが課題。	継続	小学生の保護者へは、がん予防出前教室後にメッセージを書いて保護者に渡していた。令和3年度からはメッセージに加えて、教室の内容のポインントやがん検診の案内を掲載し、保護者世代のがん検診受診向上を図る。	地域保健課
		99	健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰した。 ・表彰者実績（小学校・中学校）： H29（176人・150人）、 H30（175人・147人）、 H31（183人・142人）、 R2（176人・139人）	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰することにより、健康についての意識の高揚が図られている。	継続	引き続き、各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰し、各小・中学校での健康についての意識の高揚を図っていく。	学務課
		100	リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	リズム運動は男女がペアとなって組んで踊るようなプログラムが多数用意されているが、女性が男性版を選ぶことができるなど、気軽に参加できる体制で実施している。	A	新規参加者が減少している。	継続	イベント出演など広報活動を強化し、リズム運動の普及促進に努める。	福祉推進課

課題									
	方向性								
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
(3) すべての暴力の根絶									
①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実									
101	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力の被害者の保護と支援を行う。	DV 被害者や関係者等から相談を受け、関係機関の情報提供や必要に応じて関係機関と連携して支援を行った 支援実績（相談）： H29（69）、H30（134）、H31（67）、R2（141） 支援実績（証明書等の発行）： H29（40）、H30（30）、H31（43）、R2（73）	A	現状：区 HP や関係機関からの紹介により相談に繋がった被害者に対して、必要な情報提供や関係機関に繋げることに により、迅速な被害者保護や自立支援に結び付くことが出来た。 課題：関係機関と連携した重層的な被害者保護への取組	継続	相談者に対して必要な情報提供を行い、関係機関と連携して迅速な被害者保護に繋げるとともに、自立に向けての支援をしていく。また、引き続き区の HP や DV 相談カード等で積極的に周知を行なっていく。	児童家庭課	
102	女性に対する暴力相談	パートナー等からの暴力に関する情報提供や助言をする。 ～H30 年度：女性に対する暴力相談 H31 年度：家庭の総合相談 R2 年度：DV 相談	～H30：女性を対象に、パートナー等からの暴力に関する相談を受け解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 H31～R2：家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績： H29（145）、H30（169）、H31（406）、R2（416）	A	現状：区 HP や関係機関からの紹介により相談に繋がった被害者に対して、必要な情報提供や関係機関に繋げることに により、迅速な被害者保護や自立支援に結び付くことが出来た。 課題：関係機関と連携した重層的な被害者保護への取組	継続	相談者に対して必要な情報提供を行い、関係機関と連携して迅速な被害者保護に繋げるとともに、自立に向けての支援をしていく。また、引き続き区の HP や DV 相談カード等で積極的に周知を行なっていく。	児童家庭課	
103	DV被害者支援ネットワーク連絡会	関係機関と連携して、DV被害者に対する適切な支援及び保護を図るために設置する。	ネットワーク連絡会において、DV 被害者の保護や自立支援のために必要な事項を協議し、関係機関が連携して適切な対応を行った。 実績（実施日）： H29（9/12）、H30（9/5）、H31（9/6） ※R2 年度は新型コロナウイルス感染予防のため実施見送り	B	現状：関係者が現状や課題について共通認識を図り、被害者保護や自立支援のための必要な支援が出来た。 課題：関係機関と連携した重層的な被害者保護への取組	継続	被害者支援の重層的な取組の強化のために、R3 年度からは連絡会の開催を2回に増やしていく。	児童家庭課	
104	DV相談カードの発行	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、女性用トイレ及び産婦人科に設置する。	毎年 20,000 枚発行し、区内各所に配架、イベント時に配布。	A	現状：区内各所に配架、イベント時に配布。 課題：カード発行による周知のため、公共施設や産婦人科来所者、イベント参加者に周知が限定されがちである。	拡充	SNS でも年5回以上情報発信する。	総務課	

方向性										
		取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署	
		②暴力防止のための啓発								
		105	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。	参加者実績 H28：実施無し、 H29：162名（1回）、 H30：232名（5回）、 H31：878名（3回）、 R2：196名（1回）	B	現状：区内の小中高校に案内し、希望する学校へ講師派遣、デートDV予防啓発に効果を発揮している。 課題：申込数が伸び悩んでいる。	継続	毎年4校以上の実施を目指す。	総務課
		106	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や相談窓口である人権・男女共同参画推進センターの周知活動を行う。	毎年11月の女性に対する暴力をなくす運動週間に合わせて啓発活動を実施した。 ・本庁多目的スペース等でパープルリボンキルト、パープルリボンツリー、予防啓発ポスターのどの展示 ・工作教室(DV予防帽子など)、昔語りイベント、啓発品配布イベントの開催 ・タワーホール船堀展望塔のパープルライトアップ ・参加者実績： H29(382)、H30(670)、 H31(454)、R2(500)	B	現状：実施した取組内容に記載したとおり、参加を促す工夫をしながら啓発活動を実施したことで、一定程度周知効果を高めることができた。 課題：開催箇所が毎年1会場のため、全区民への広範な周知が難しい。SNS等の更なる活用やオンライン上の啓発実施が課題。	継続	・展示会場での参加の楽しみと展示による広報効果を継続しつつ、オンラインでのイベント開催やSNSでの情報発信など、区民へ幅広く周知と参加を促せるハイブリッド型のイベント開催方法を構築する。 ・オンラインの活用により、若年層の取り込みを図る。 ・SNS等の情報発信を活用し、イベント参加者とSNS等の閲覧数の合計を毎年5%増やす。	総務課
		107	区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	・管理・監督者を対象とした講演会(講演と映画のつどい)を年1回実施した。 参加実績：H29年度(96名)、H30年度(125名)、H31年度(124名)、R2年度(98名) ・一般職員を対象とした人権同和問題啓発研修を年2回実施した。 参加実績：H29年度(576名)、H30年度(592名)、H31年度(584名) ※R2は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年行っている集合研修は行わず、全職員を対象に人権e-ラーニングを実施した。	A	左記のとおり実施し、職員の暴力防止への意識を高めることができた。	継続	引き続き、研修を実施していく。	職員課

			取組	内容	これまで実施した取組内容	評価	現状・課題	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当部署
		108	安心して歩ける道づくり	安全・安心な道づくりをすることで環境整備を図る。	「安心して歩ける道づくり」に基づき、すでに指定されている22路線で、重点パトロール、照度見直しを行っている。	A	指定されている路線のうち3路線で LED 化になっていない。	継続	令和4年までに残り3路線の街路灯のLED化100%を行い、適切な照度を図る。	保全課
		109	私道防犯灯の助成	私道を明るくすることで、安全・安心なまちづくりをする。	私道防犯灯「設置等助成」や「管理費助成」を基に町会・自治会が新設・更新・管理が行いやすいように適切に助成を行っている。	A	まだ数多くの私道防犯灯が蛍光灯であり、蛍光灯ランプの消耗により不点灯が多く発生する。	継続	現在約14%のLED化率を新たな手法を用いて100%にし、不点灯による暗がりが増少するように助成・調整をしていく。	保全課

4 江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況（令和3年4月1日現在）

1. 議会

総議員数	女性議員数	割 合
43 人	12 人	27.9%

2. 委員会等

区 分	全委員会等数	総委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	4	26 人	2 人	7.7%
付 属 機 関	34	852 人	194 人	22.8%
そ の 他	13	219 人	48 人	21.9%
合 計	51	1,097 人	244 人	22.2%

3. 区職員

区 分	職員総数	女性職員数	女性職員の割合
部 長 級	18 人	1 人	5.6%
課 長 級	77 人	15 人	19.5%
合 計	95 人	16 人	16.8%

（再任用を含める）

Ⅲ 江戸川区男女共同参画推進計画 (平成 29 年度～令和 8 年度)

策定 5 年目の実施事業等の見直し
及び
新たな条例の制定に向けた提言

令和 4 年 3 月

江戸川区男女共同参画推進区民会議

目 次

提言書の位置づけ	1
区民会議で扱った目標と課題（計画の体系）	1
1 実施事業等の見直しに向けた提言	2
重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	2
重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	7
重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	12
計画の体系・骨子の見直し	19
2 新たな条例の制定に向けた提言	20
3 資料	23
（1）江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱	23
（2）提言までの経緯	25
（3）江戸川区男女共同参画推進区民会議委員名簿	26

提言書の位置づけ

江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）は、第2次江戸川区男女共同参画推進計画（平成29年度～令和8年度）（以下、「計画」という。）の5年目の実施事業等の見直し及び男女共同参画の推進に係る新たな条例案の策定に向けた提言を行うことを目的に、学識経験者、関係団体の代表及び公募区民で構成されている。

区民会議では、「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」「男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」「男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」という目標実現に向け、各委員の生活実感や実体験を通して得た所見、専門的な知識などを背景にして、それぞれの課題について意見交換を行った。

この提言書は、区の現状や課題を踏まえ、男女共同参画社会のあるべき姿の実現に向けて、実施事業等の見直し及び新たな条例案の策定にあたって盛り込むべき事柄に関する区民会議の意見を集約したものである。

区民会議で扱った目標と課題（計画の体系） ＜男女共同参画社会の推進に向けて＞

重点目標1
仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題① 就業における男女共同参画の推進

課題② ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

重点目標2
男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題① 男女共同参画の理解促進と教育の充実

課題② 地域活動への男女共同参画による活性化

重点目標3
男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題① 困難を抱えた人への支援

課題② 生涯を通じた健康支援

課題③ すべての暴力の根絶

1 実施事業等の見直しに向けた提言

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題1 就業における男女共同参画の推進

現状と課題

男性中心型労働慣行の是正、就労における男女平等及び女性の活躍推進を図り、就業における男女共同参画を実現するためには、「男性は仕事、女性は家事・育児」といった性別による固定的な役割分担意識を解消することが必要であり、そのための啓発を今後も粘り強く継続していくことが必要である。

本区では、就業における待遇や職務内容等の男女平等の実現に向けて情報の周知を図ってきたが、効果的な成果を得るためには、引き続き周知を図る必要がある。従来の広報を継続するとともに、SNS やホームページ等の情報ソースの更なる拡大と活用が望まれる。

女性活躍推進においては、創業支援や再就職支援セミナー、就職面接会、就職相談等を行い、起業家ゼミナールでは、修了生の半数が女性で、実際の起業に繋がっている例もある。創業促進助成事業においても、女性の利用は多くはないものの一定の成果を上げている。しかし、創業支援や就職支援についての情報が区民の身近に届いているとまでは言えない。

就業における男女平等の実現に向けて、情報周知や啓発、企業の動機づけとなる施策、創業支援や就職支援などの一層の充実が望まれる。

区民委員の主な意見

1 男性中心型労働慣行の改善

- ワーク・ライフ・バランスの推進の妨げになっている要因が、男性中心型労働慣行であり、残業前提の就業環境と考えられる。長時間残業の是正などを含む労働環境の整備が必要であり、今後、意識啓発とともに、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことへのインセンティブを付与する施策（信用保証料補助や利子補給、表彰制度など）を充実させ、区内企業の多くを占める中小企業の具体的な取組につなげることが望まれる。
- 女性の就労が難しいと考えられていた企業であっても女性の就労増加が予想される。共働き世帯では、女性の家事・育児のワンオペ※による様々な弊害もあるため、休暇制度や保健衛生面での職場環境の整備、社員への家事・育児の共同参画教育を企業に働きかけていくことが必要である。

ワンオペ

「ワンマン・オペレーション」の略語で、元々は、1つの店舗・事務所などで1人の担当者すべての業務を行わせている状態を指す。転じて、夫婦のいずれか一方のみが全ての家事・育児等を行っている状態を表す。

- P T Aでは以前よりも女性の会長が多くなってきているが、雇用されている方の場合は会社の理解がとても重要となってくる。一方、ワーク・ライフ・バランスという言葉自体はかなり社会に浸透してきているが、実際にそれに取り組む企業からは、具体的にはどのように取り組めばよいのかとか、収支のバランスや取引先等との調整も必要だとの声を聞く。取り組みたくても現場では調整が難しいことが多いと思うので、そういった点に対するサポートが必要と感じる。
- 公務員、私企業従業員共に、時間外労働時間の超過は年々改善してきているが、ワーク・ライフ・バランスをより良い状態にしていくためには、さらに長時間労働の是正を含む労働時間管理を徹底していくことが必要だ。自治体として、広報活動などによる周知を引き続きお願いしたい。
- 「事業規模が小さい」、「従業員が少なく代替要員の当てがえない」、「育休を取得する従業員以外の負担が大きくなる」等の理由から、男性の育休制度に賛成しながらも促進策を見いだせない経営者、管理職が多いというアンケート結果もある。江戸川区の企業の実情もそのようなものなのではないか。難しい部分があると思うが、男性の育児休業取得を増やすため、経営者層の集まる会合などでディスカッションしてほしい。
- 区役所が就業における男女共同参画のモデルを示す必要がある。江戸川区には範になってほしい。

2 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

- 子育て世代の家庭支援が重要である。また、女性が社会に出にくい状況がまだあると考えられるので、家庭の中での男性の意識改革も大切である。
- 子育て世代の女性が就労を諦めるのは、自身の子育てに支障が出ているからということも多く、女性が就労を諦めると経済的責任が全て男性にのしかかる。このことが男性を追い詰めることもあると思われる。また、社会的に活躍する妻を認めることができない夫もいる。男性の意識改革が必要である。
- **労働者協同組合※**を推進してはどうか。育児中や介護中の人でも自分たちで労働条件を決めて働きやすい環境を作れるため、就業やそれをきっかけとしたさまざまな社会参画につながることを期待できる。
- 就職するために資格が必要と考えている人もおり、資格取得に向けての支援や情報提供を拡充してほしい。また、各種セミナーや講習会などに託児サービスを付けてほしい。

労働者協同組合

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織。

3 女性の活躍推進

- 江戸川区の産業の状況としては、**改正女性活躍推進法の適用※**がある 101 人以上の従業員を雇用している企業は数社しかなく、ほとんどが中小企業の集まりである。また製造業に限ると、区内の事業者数、従業員数は、この 30 年でピーク時から大きく縮小している。そのような状況にあり、中小企業が多い中でも、男女平等に就業できる環境づくりは企業として取り組まなくてはならない課題だ。まずは企業トップの教育がより良い環境づくりには重要であり、そのための情報発信が大切だ。
- 上司の意識改革は必要であり、「子どもがかわいそうという無意識のすり込み」により「子育てに配慮することが支援」という対応が、子育て中の女性社員のキャリアチャレンジの機会を奪いかねない。子育てとキャリアチャレンジへの両立支援を確立するよう、講演会などで企業トップに働きかけてほしい。
- 女性が「管理職に就きたくない」と考えているとのデータもある。管理職になるメリットを挙げるなどイメージを改善したり、業務内容を改善することが重要である。その際、女性のみならず男性側にもスポットを当てるのではなく、男性側の就労イメージを改善することにより、自然と女性の管理職に対するイメージも変わってくると考える。
- 学校教育において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を伸ばすとともに、児童・生徒が自らの進路を見据え、主体的に進路を選択する能力や態度を育成していくことが大切である。
- 区役所内の部署による男女職員の偏りを是正してほしい。男性だけの部署に女性を配置する場合は、女性職員の孤立感を軽減するため女性職員を最低 2 名同時に配置するなどの配慮を行ってほしい。
- 区役所内の女性管理職の割合を高める努力を行ってほしい。

改正女性活躍推進法の適用

女性活躍推進法が改正され、2022 年 4 月から一般事業主行動計画（女性の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用に関して一般事業主が策定する計画）の策定の義務付けが常時雇用する従業員が 301 人以上の事業主から 101 人以上の事業主まで拡大される。

課題2 ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

現状と課題

本区では、保育施設の定員拡充によって待機児童の数が減少傾向にある。また、保護者の働き方の多様化によって延長保育や一時保育への幅広いニーズが生まれている。しかし、全国的な保育需要の高まりにより保育士の確保は困難な状況にある。

今後も、保育施設の定員拡充を行い、待機児童の数を減らしていく必要がある。また、保護者の多様な働き方に対応するため、保育士の確保に向けた取組が望まれる。

介護サービスについては、相談件数が増加傾向にあるものの、介護保険利用につながらない方への更なる周知が望まれる。

区民委員の主な意見

1 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- 区が待機児童の解消のため、定員数を大きく伸ばしてくれていると認識しているが、育休明けの復職の際にはやはり待機児童数に目が行きがちで、自分の子は入園できないのではないかと不安感が強い。保育園入園に関する情報発信の工夫をして、漠然とした不安の解消につなげてほしい。
- 朝の預かり保育と延長保育は非常にありがたく、そのような部分でのサービスの充実は今後もお願いしたい。ただ、保育士の確保に関しては、保育士の労働環境の厳しさを感じている。保育士の処遇改善は、今後も大きな課題だと感じている。
- 区では、保育士を採用するために、住宅補助などインセンティブを与える施策がたくさん行われている。そこをしっかりとPRしてもらい、より多くの保育士の方を採用できるようにしてほしい。
- 保育士不足を解消するために、保育ママのように子育て経験者が延長保育や一時保育の手伝いができる仕組みを作ったり、高齢で退職した介護ヘルパーもケアの知識がある人材であり、保育に活用できるとよいのではないかと。
- 一時保育のことなど、江戸川区の取組で知らなかったことを今回色々と知ることができた。それは驚きでもあった。予想以上に充実しているという印象を持った。
- 幼稚園によっては満三歳児クラスを設置している園があり、人気があるようである。やはり少しでも低年齢のうちに預けたいというニーズを感じる。満三歳児クラスを毎年増やしている園もある。この制度を拡充するよう取り組んでほしい。
- 幼稚園の預かり保育はここ数年で充実傾向にあると感じる。ただ、保育機関ではなく教育機関であるという意識も強く、コロナ下での対応などでも保育園と差が出ていたと感じる。地域住民の生活を支える保育機関という面もあることをもっと強調してほしい。

- これまでと違い、コロナの影響がかなり大きいと感じる。一時保育など、保育士不足なのは理解できるが、どうしても預けたい方もいるのは事実なので、難しい課題があると思うが、保育ママなどをもっと利用して対応できたらいいのではないかなと思う。
- コロナ下で色々な方との交流も減少し、子育ても孤立している中、子育ての相談などを、もっと身近にできるようになるといい。
- 育児中の母親が、どれほどハードな日常を過ごしているのか気付いていない夫やその勤務先の上司がいると聞く。広報などで継続的に啓発し、夫や勤務先の考え方の変化へとつなげてほしい。
- 超高齢化の時代を迎える中で、仕事と介護を両立させる取組の強化が求められる。
- 介護の現場ではＩＴの活用が進んでいない。見守りをする、話し相手になる、相談を受けることなどにオンラインの活用ができると、介護者と支援者の両者にメリットがある。江戸川区全体でＩＴリテラシーを高めてほしい。
- 子育て世代の夫婦や介護を担う熟年夫婦が、自分たちの子育てや介護、経済的な課題、家事等について話し合い、納得できる答えを出せるような関係を築くことが大切だが、家庭内で話し合っても答えが見いだせないこともある。より良い家族関係を築くために、第三者の介入や意見も大切だと考えられる。夫婦ともに参加できる研修等があるとよい。

2 子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

- 退職後の再就職支援だけではなく、そもそも子育てや介護等による離職を防ぐ支援策を講じることが望ましい。退職しないようにサポートすることが第一の対策かと思う。退職してしまうと、その後の再就職が大変だし、金銭面の負担も大きくなる。まずは退職しないで済むような支援策があるといい。
- 周囲には、実はもっと子どもを産みたいと思っているが、収入面での学費の不安や、保育園に入れず仕事を辞めることにならないかという不安で、もう１人産むことを躊躇している方がいる。保育園に関しては、入園することが大変だというイメージを持っていたが、自分の経験からもその通りだった。待機児童解消をさらに進めてほしい。
- 再就職に関する相談支援、就労経験を活かせる職場に関する情報提供、資格取得などに向けた再教育支援などをさらに充実してほしい。

重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題1 男女共同参画の理解促進と教育の充実

現状と課題

男女共同参画の視点に立った教育を進めるうえで、教職員向けの人権研修や人権だよりを発行し人権意識の高揚を図っている。教職員間の意識の差を解消し、今日的な視点を深めていくことが必要である。

本区では、発達段階に応じた性の指導を行う中で、産婦人科医や助産師による「性に関するモデル授業」を区内の中学校2校で行い、各校に展開していくことが期待される。

今後も、様々な機会をとらえて年代に応じた教育を行い、男女共同参画の意識啓発を進めていくことが重要である。

区民委員の主な意見

1 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

- 学校での教育では、男女の差をなくし教育をするようになってきていると感じる。しかし、家庭の中では、子どもは父親・母親の家庭の役割を見て育つため、男女の固定的な役割がすりこまれている。保護者も含めた教育する側が、男女の固定観念をなくす意識を真に持てるかどうか問われている。本当の理解がないと、子どもを教育することは難しい。教育者のための教育で意識改革が必要だ。
- 家庭の中の暮らしぶりをみると、特に男性の意識が乏しいのではと感じてしまう。女性は役割分担に不満を持ちながらも、男性の意識改革にエネルギーを注ぐことに疲れ、諦めてしまっていることが多いと感じる。退職後に生活能力のない夫が困った状態になっていることもある。夫婦ともに責任のある問題だと思う。
- 小学校や中学校での教育は特に大切であるので、この時期に思いや考えを適切に言語化できる力を養い、お互いの意見を確認・尊重し合えるような教育をしてほしい。
- 幼い頃からの男女共同参画の教育が重要である。
- 学校においては、性別役割分担意識が男女格差を生んでいる現実があることを伝えつつ、性別を問わず活躍できる社会や意識を醸成することの重要性を児童や生徒に教えてほしい。
- 学校教育では、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女共同参画の理念を幼児・児童・生徒に理解してもらうために、社会科、家庭科などの教科指導だけでなく、あらゆる活動を通じて、広い視野から確かな理解を促し、判断する力を育成していくことが大切だ。

- 保護者としては、校長先生や教師に温度差があるように感じる。保護者の声にも耳を傾け課題を可視化したり、教職員に対する人権教育研修の効果を確かなものにするなど、教育者の意識の差をなくす取組に引き続き力を入れてほしい。
- 江戸川区の特徴として、外国人が非常に多い。外国人が住みやすい街は、日本人も住みやすいと言えるので、多様な背景を持った住民への理解を図るための啓発を行ってほしい。

2 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進

- 同性パートナーシップ制度の開始は画期的である。利用者の多寡ではなく、性的少数者の人権の保護や配慮を自治体が公的に示すこと自体が人権意識の向上につながると思う。当然、利用しやすい制度へと都度改善していくことも必要である。子どもを持つ同性カップルに対するいわゆるファミリーシップ制度や他自治体の同様の制度との相互連携について検討してほしい。
- 学校等において、多様な性に対する教育や理解を促進するとともに、当事者だけでなく、悩んだり不審に思ったりという子どもたちが相談できる場所が必要ではないかと思う。また、先生方の理解促進にも力を入れてほしい。
- 児童や生徒への人権教育については、自分も他の人もお互いを尊重し自己肯定感を高められるようになることが重要である。
- 「性に関する授業」は、親だとなかなか教えられないこともあるので、学校で取り組んでもらえるのはとても良いことだと思う。実施する学校が増えることを期待する。
- 性教育を中学校で実施する取組は素晴らしいと思う。是非とも小学生や就学前の子どもたちにも、実施してほしい。近年はインターネット等の発達により、低年齢の子どもが性に関する誤った情報に触れる機会が増えてきているため、偏見や誤解が生まれる前に、できる限り低年齢で行うのが効果的と思う。
- インターネットを通じた性犯罪や暴力の危険性について、児童・生徒が適正に判断できるよう「メディア・リテラシー※」を高めることが必要である。

メディア・リテラシー 多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、適切に判断する能力及び表現方法としてこれらを適切に利用して発信する能力をいう。

課題2 地域活動への男女共同参画による活性化

現状と課題

本区では、町会・自治会・ボランティアなどへの若い世代の参加率が低くなっている。また、地域防災における男女共同参画の実現については、避難所における女性に配慮すべき課題（授乳室・更衣室の設置訓練、生理用品の配布方法など）について避難所運営協議会などで協議を進めている。

今後も、町会・自治会・ボランティアなどへの若い世代の参加率を上げるためにPR活動の強化を図る必要がある。

また、地域防災については、避難所運営等に性別の偏りが無いように選出を行い、性別に左右されずに避難所の利用がしやすい環境を構築していくこと、および、避難訓練にて課題を整理し、引き続き協議を重ねていくことが望まれる。

区民委員の主な意見

1 地域活動における男女共同参画の推進

- 防災活動や地域活動に限らず、政策・方針決定過程への女性の参画は多様性や共生社会の実現のためには不可欠である。しかし、各分野における指導的地位に占める女性の割合は目標の30%を達成することが厳しいのが現実だ。知り合いの民間企業の女性管理職に聞いたところ、「女性管理職は頑張って10%をようやく超えたところ」と言っていた。民間企業がそうであるなら、公的な機関、審議会、計画策定過程などではクォータ制※などを導入するなどして、女性の参画割合を高め、多様性に富んだ政策決定ができる環境整備を率先して進めてほしい。
- 3年、5年などの期限を設定し、女性委員がいない審議会等をなくし、女性委員比率の目標数値を掲げて、目標を達成するよう努力してほしい。
- 町会で役員として活躍していただいている女性も多い。町会活動について家庭内で夫婦の話題となり、自分は町会からこのように頼りにされているという自信が子育てにも良い影響を与えているという話を伺うことがある。女性も男性も町会に参加し、その活動がうまく地域に反映されていけば良い町会ができると思う。
- 女性に青色パトロールカー※に乗ってもらい広報活動をしてもらっていることもある。性別を問わず、人のためになることをすることの気持ちよさを実践し体験してもらうことで、そこでの仲間との絆のようなものができ、より良い地域づくりの力となる。

クォータ制

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てること。

青色パトロールカー

青色回転灯を装備した自主防犯パトロール用の自動車。警察の認定があった団体のみ、パトロール車両に青色回転等を装備できる。

- 「人の役に立ちたい」という思いを持っている人は多い。性別を問わず、ボランティア等に参加する人が分け隔てなく受け入れられる社会の実現を目指したい。
- 自治会等がなく、近隣に住む住民との交流が限られているところもある。地域活動に関する情報提供の強化が求められる。
- ボランティア活動に参加する意欲はあっても「参加方法が分からない」、「参加したい活動がない」という方が多い。「どのような活動ならば参加したいか」などを調査してみることも必要かもしれない。
- 地域活動への参加を促すインセンティブを考えるとよいのではないか。
- 小学生の授業にボランティア活動を取り入れ、関心を持ってもらうことで、将来積極的にボランティア活動に参加する人材が出てくるのではないか。
- 若い世代の地域活動への参画が少ないことが課題。PR 活動をするだけでなく、若者の意見を聴き、施策に取り入れることが重要である。

2 多様な視点を反映した地域防災力の向上

- 男女共同参画の視点による地域防災力の向上ということで、今後は女性にできることは何かということを含めながら、地域防災をしっかりと考えていかなければならない時期にきている。
- 女性の視点を取り入れた訓練や避難所運営が必要である。避難所での女性を守る警備体制などは、早期に検討してほしい。
- 女性の視点を取り入れた避難所の運営について、引き続き避難所運営協議会で協議してほしい。実際に避難所運営の見学や体験ができる機会があるとよい。
- 地域の防災力というのは、地域のつながりの強さであると思う。家庭だけでどんなに頑張っても地域の防災力を上げることには限界があり、マンション単位、町会単位という視点が必要だ。
- 若い世帯は、町会や自治会への参加が少ないと思われる。しかし、コロナ禍や地域防災を考えた際には、身近に支えあえる存在が必要であると考えている人も多い。SNSやインターネットを通じて町会や自治会にアクセスできるルートを作ったらよいのではないか。
- 災害等の緊急事態に際しては、人々のつながりと協力が必要となるため、「リアルな顔見知り地域をつくる」ことが大切だ。そうすることで、避難所運営などで若い人の力が生きてくる。
- 若い世代が町会や自治会に加入しないのは、「近所付き合いが面倒」「メリットがない」などが多数ではないかと思う。災害時に直面する避難所開設や避難所の運営は地元の町会や自治会が行うことになるため、活動の具体的な内容を地域住民に周知し、加入の必要性を伝えることが必要である。

- 防災について不安に思っている人は周囲に多い。水害時の防災の宣伝は非常にわかりやすく、また正直で誠実さを感じると評判であったが、なんとなく怖いというイメージも強い。それは、災害時に具体的にどうすればいいのか、というところまで考えられている人が少ないためだと思うので、今後も引き続き講習会やチラシなどで防災広報に力を入れてほしい。

重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題 1 困難を抱えた人への支援

現状と課題

ひとり親家庭の相対的貧困率が 48.3%（厚生労働省平成 30 年度国民生活基礎調査より）となっており、経済的な困難を抱えている家庭の割合が高い現状にある。中でも、母子世帯の預貯金額や収入が低い傾向にある。

また、人間関係や様々な悩みを解決するための機関（離婚・DV・LGBTQ※ 問題に精通した弁護士等）を紹介する等を行ってきており、相談実績が年々増加傾向にある。

ひとり親家庭については、経済的困難等を抱える割合が高く、今後も自立支援や相談支援および支援制度の情報提供を行っていく必要がある。日本語ができない外国人のひとり親支援にも課題があるが、e トーク（自動翻訳機）の導入など対応に努めており、引き続き支援策が期待される。

また、人間関係や性的指向※、性自認※、DV 被害など様々な悩みを解決するための相談や支援へつなぐ体制を強化していくとともに、被害予防のための啓発が必要がある。

区民委員の主な意見

1 ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

- ひとり親家庭総合相談事業（ひとり親相談室すずらん）は、ワンストップの相談窓口なので、多く人に周知し、利用してもらえるようにしてほしい。
- ひとり親家庭の職業訓練の機会を確保し、費用の補助を行っているのは非常に心強い。受講時に子どもの保育支援があると利用率が上がると思う。
- ひとり親家庭に対して、安定した収入で様々な働き方が柔軟にでき、長く働くことのできる職場へつなげる仕組みづくりが必要である。
- ひとり親家庭は経済的困難を抱えていることも考えられ、保育サービスの充実など子育て支援の充実が必要である。

LGBTQ	性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた。Lesbian(レズビアン)は同性を恋愛の対象とする女性、Gay(ゲイ)は同性を恋愛の対象とする男性、Bisexual(バイセクシュアル)は同性も異性も恋愛対象となりうる人、Transgender(トランスジェンダー)は体の性と心の性が異なる人、Questioning(クエスチョニング)は性的指向や性自認が定まっていない人、Queer(クイア)は性的マイノリティ全般を意味する。
性的指向	異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、異性と同性両方に向かう両性愛、いかなる他者も恋愛又は性愛の対象としない無性愛等、人の恋愛又は性愛がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。
性自認	自分が女性又は男性であるのか、その中間であるのか、そのどちらでもないのか、流動的であるのか等、自らの性に対する自己認識をいう。

2 困難を抱えた人の生活支援

- 困難を抱えた人の発見というのは、家庭の中に入ってみないとなかなか分からない。地域で困難を抱えた人を見つけていくことはとても難しいことだが、早期発見と早期対応がとても大切だ。
- 複合的な問題を抱えている人は多い。子どもの虐待やワンオペ育児などで孤独を感じている人もいるが、話をよく聞いてみると、夫が勤務先でブラックな働き方を強いられていたり、問題の裏に弁護士が介入したら解決できる問題が隠れていることも多い。相談窓口から児童相談所、弁護士、警察などにすぐにつなげられるような体制をつくるのが大切だ。
- コロナ禍で経済的に困難な人は一層増加し、より深刻化していると考えられる。また、これまでは困難でなかった人が急に支援が必要な状況に陥るケースも増加することもあると考えられるので、SNS での情報発信やホームページの拡充などにより、支援が必要な人が相談の窓口を見つけやすくするよう工夫してほしい。
- 幼いころから家事や家族の介護等をしている子どもにとっては、家事や介護等をするのが当たり前の生活になってしまい、ケアを担っているという意識がなく、自身が「ヤングケアラー※」と気付いていない子どもも多い。実態を把握し、相談体制やヤングケアラー自身へのケア支援、居場所づくりなどの施策を是非検討してほしい。
- コロナ禍で学校が休校となるなか、先生方も子どもたちの様子がなかなかみえないということで、問題が表に出てこない状況にあると聞く。子どもたちは、なかなか声に出さないというところがある。子どもたちの抱える問題をどのように気づき、浮き彫りにしていくのが、子どもたちへの支援にとって大切だ。
- 介護の現場でもヤングケアラーの問題に直面することがあり、介護保険制度を使って支援していくことの問題にぶつかり、すごく悩んだことがある。現場の声を聞いたうえで、実態把握をしっかりと行ってほしい。
- ヤングケアラーの問題など一次的に学校で注意してほしいという話もあるが、学校現場がどんどん労働過重になってしまうことを危惧している。心ある先生がメンタルの病気となり休職してしまうのはよくないと思う。もちろん学校だからこぞできることがあることは理解しており、一次的に学校にお願いせざるを得ないこともあると思うが、そのようなことにも配慮してほしい。
- 介護の現場では、「8050 問題※」に直面することが増えてきている。長年にわたり引きこもっている方が、介護の担当者が介入することで発見される事例を経験している。実態を把握し、相談体制や居場所づくり等が必要である。

ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。
8050 問題	80 代の親が 50 代の引きこもりの子と同居して経済面を含め支援している状態を表し、引きこもりの親子が高齢化している社会問題を意味する。

- 8050 問題については、区の施策につないでも解決せず、現場訪問に関わる介護関係者の苦悩につながっている実態がある。すでに取り組んでいる施策であっても、その中身を充実させるための取組を進めるとともに、現場の声をしっかり聞いて、課題把握に努めてほしい。
- 施策として取り組んでいたとしても、実際その効果が私たちの手元に届いていなかったりする。区で行われている施策が、私たちの手元に届くかどうかのギャップが、やはり少しあるのではないかと感じる。
- 介護で本当に困ったときに解決策が分からないでいたところ、役所の窓口に相談したら色々なサービスを紹介してもらって大変助かったことがある。行政サービスへのアクセスの仕方、仕組みなど、敷居が低くなるような工夫をしてほしい。
- 本区は外国人居住者が多い。同じ江戸川区民として生活する仲間なので、日本語がわからず学校に行っても理解できない、いじめを受ける、せっかく就労する機会がありながらはじきだされてしまうことなどは避けたい。学習支援や相談支援等の体制づくりをしてほしい。

課題2 生涯を通じた健康支援

現状と課題

本区では、新型コロナウイルス感染症の影響で区内での産後ケアが実施できなくなったり、新生児訪問指導の件数が減少したりしている。

コロナ禍では経済苦や孤立しやすい状況があり、産後うつや虐待予防のための適切な産後ケアが望まれる。コロナ禍により養育者の育児不安や抑うつ状態が助長されたり、新生児の発育不全などが発生していないか等を早期に発見し、早期に相談につなげる必要がある。

今後も、コロナ禍でも持続可能な産後ケアや育児ケア、育児ストレス解消の場の提供を行っていく必要があり、オンライン相談などより相談しやすい環境づくりが検討されている。

健康づくりについては、全ての世代に健康意識を醸成するための広報活動や、コロナ禍でも持続可能なイベントや相談体制の構築が望まれる。また、男女かわりなく気軽に参加できる健康づくりのイベントを開催していく必要がある。

区民委員の主な意見

1 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

- 産後ケアについて、母親学級等を通して、地域住民とのつながりができるかどうか大きなポイントとなる。産後、孤立してしまうと自らSOSを出すことができない。同じ世代の友人が地域で一人でもできたら、悩みの相談も早期にできるかもしれない。気楽に相談できる仲間づくりが大切だ。
- コロナ禍の生活は、ストレスや不安が増大し、それを解消したり発散したりする方法は制限されるため、産前産後の不安やうつリスクが深刻化していると感じる。オンライン通話や電話での相談・受診など、コロナ禍でも安心して必要なケアが受けられる工夫が必要である。
- 出生率の低下は一朝一夕に解決策が出るような問題ではないが、できれば学校教育において、子どもから中高生の性教育を行う時期に、「女性の出産年齢は限定されている」など出産に関する理解促進を男女ともに図ってほしい。気付いたら妊娠しづらい年齢になっていて不妊治療が必要になってしまったということになっても、時間の針を巻き戻すことはできない。出産は女性だけの問題ではなく、パートナーとともに考える必要があり、その基礎知識を学生のうちに身に付けてほしい。

2 ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

- あらゆる熟年者が参加しやすいような仲間づくりや健康づくりの支援が必要である。
- 疾病、感染症予防のため、健（検）診受診やワクチン接種を促進するための周知・広報活動が必要である
- 健康維持のためには家庭と地域との交流が有効であり、区のスポーツ施設や交流施設、地域の民間フィットネスクラブとの協力など、区民の交流が促進され、つながりが深まる仕組みづくりが望まれる。
- 子どもの健康づくりにおいては、自ら進んで運動習慣を身に付け、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培い、積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付けるよう配慮していくことが必要である。さらに、給食指導等を通じた食育を一層推進していくことが必要である。

課題3 すべての暴力の根絶

現状と課題

本区では、令和2年度のDV被害に関する相談件数が前年度以前と比較して増加傾向にあり、引き続き関係機関との迅速な連携による被害者保護と自立支援に力を入れていく必要がある。

また、児童や生徒に向けた「デートDV※」予防の啓発活動に、引き続き力を入れていく必要がある。女性に対する暴力をなくす運動の象徴である「パープルリボン」の普及や相談窓口の周知を促進するために、啓発イベントの開催箇所を増やしたり、SNS等オンラインの活用によって、オンラインイベントや広報活動の強化を図っていく必要がある。

区民委員の主な意見

1 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

- DVは被害者本人が気づいていない場合が多く、周囲の人が話を聞いて「それはDVだ」と感じるものがきっかけで把握できる場合もある。その場合に、DVの相談窓口は被害者本人を対象にしているものが多く、周囲の人が被害者にどのように声をかけたらよいのか、どこに通報したらよいのかを相談できる場所が少ないように感じる。友人や知人など、本人以外からの通報や相談の対応を拡充してほしい。
- DV等の身体的な被害のみならず、「モラルハラスメント※」等の精神的な被害を受ける場合もあるため、幅広い相談に対応できるよう今後とも取り組んでほしい。
- 逃げ出すなどの行動をとった者への支援等の取組は成果を上げていると思う。しかし、DVの被害者には助けてほしいと声を上げることもできず疲弊している人もいる。声を上げられない人、逃げ出せない人へ「DVの気づき」を与え、「DVからの避難」を選択できるようにする支援と方策が望まれる。
- コロナ禍で学校が休校となっている状況では、子どもの家庭での様子がつかみにくい。しかし、どのような状況下でもしっかりと把握できるシステム作りが重要である。
- 貧困や健康等の問題がDVや暴力につながっていく可能性がある。そのようなことに対する支援や情報把握において、地域コミュニティの重要性は大きい。

デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。殴る・蹴るだけではなく、大声でどなる、スマホをチェックする、監視や束縛、性行為の強要などがある。
モラルハラスメント	言葉や態度などによって人格や尊厳を傷つけ、相手を追い詰める行為。

- この情報化時代においても、見えない部分があると感じている。防犯カメラだけではわからないことがある。大変難しいことだが、町会の目と耳と口を以って情報を集め、地域づくりを進めていく必要がある。

2 暴力防止のための啓発

- 児童・生徒に向けた啓発活動が特に大切だ。誤った知識が根付いてしまうとDVが正当化されてしまう恐れがある。
- 小中学校の教育現場で、自分の思いを言語化してしっかり伝えられる力を育ててほしい。嫌なことはしっかりノーと言えることが、男女関係だけでなく、人間関係全てにおいて大切だ。それが結果的にDVを予防することにつながる。
- DVやデートDVは同性間で起こる場合や男性が被害者になる場合もあることを周知する必要がある。
- 園児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じて、学校教育において、暴力の根絶に向けた教育が大切だ。
- 児童や生徒に向けたデートDV予防の啓発活動は、展示や講座では限界があるので、学校と協力して授業等に組み込むとよいのではないかな。
- インターネットを通じた性犯罪や暴力の危険性について、区民全体が適正に判断できるようメディア・リテラシーを高める啓発が必要である。

計画の体系・骨子の見直し

区の現状や課題を省みて、計画の体系・骨子について、以下のような見直しを提言する。

重点目標	課題	方向性
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1) 就業における男女共同参画の推進 (女性活躍推進計画)	①男性中心型労働慣行の改善 ②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進 ③女性の活躍推進 ④事業者等による取組の促進〈新〉
	(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援 (女性活躍推進計画)	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備 ②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実 (女性活躍推進計画)	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進 ②男性にとっての男女共同参画の推進〈新〉 ③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進 ④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進〈新〉
	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	①地域活動における男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点による地域防災力の向上
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援 ②複合的な困難を抱えた人の生活支援
	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進 ②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進 ③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築〈新〉
	(3) すべての暴力の根絶 (配偶者暴力防止基本計画)	①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実 ②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発 ③被害者の早期発見・早期対応と自立支援〈新〉 ④若年層に向けた啓発活動の強化〈新〉

※____は新規・変更箇所

2 新たな条例の制定に向けた提言

区民委員の主な意見

条例名について

- 条例名に男女という表現を使うことについては、今後の長い未来を見すえたときにどうかと思う。平等と多様性を尊重する趣旨を強調し、どこにもないような江戸川区独自の条例名として、「男女」はなくてもよいのではないか。
- 弁護士会に「性の平等に関する委員会」というものがある。もともと「女性の権利に関する委員会」であったが、その後「両性の平等に関する委員会」に変更され、現在は「性の平等に関する委員会」となっている。条例名は、「男女平等」ではなく、「性の平等」としてはどうか。

前文について

- なぜこの条例をつくるのか、区の熱い思いが区民に伝わるようにしてほしい。
- 長い文章だが、重要な要素がたくさん入っていて、素晴らしい前文だと感じる。
- 江戸川区男女共同参画推進計画については策定年を特定して記載した方がよい。
- 江戸川区の課題として、災害対策というキーワードはどこかにあった方がよい。
- 男女共同参画の部分で、「平等」という表現を入れた方がより明確になると思う。
- 例えば小見出しをつけるなど、読みやすくする工夫があるとよい。
- 「である調」より「ですます調」が読みやすい。

第2条 定義

- 男女、性別等の説明は、カッコ書きにしたほうがよいと思う。男女については、LGBTQ、全ての人を含んだ人を表現するため、「男性性、女性性に関わらず全ての性別の者をいう」という表現としてはどうか。
- 男女の説明で、年齢に関する部分は不要ではないか。
- 男女については、男女の二分法ではなく性の多様性を含めて「全ての者」というニュアンスにしてはどうか。

第3条 基本理念

- 基本理念の中に教育は是非とも入れてほしい。できれば教育一般という書き方ではなく、家庭、学校、職場、地域での教育など細かく記載があるといい。
- 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について、世界的に取組が広がっており、言葉としても浸透している。カタカナの表記と言葉の紹介があっていいと思う。

第6条 教育関係者の責務

- L G B T当事者である子どもの自殺率が高い。悩んでいる子どもたちを教育現場でしっかり見てほしいと思う。

第8条 禁止事項等

- 性的指向、性自認の「**アウティング※**」禁止規定に関しては、緊急時に性自認と異なる性に基づく医療を受けなければならない場合など、特別な例外があることが気になる。
- 性的指向、性自認のアウティング禁止規定が悪用される場合がある。同性カップル間でDVや金銭関係のトラブルなどで訴訟となった場合、訴えの提起自体がアウティングであると主張し規定を乱用するケースがあると聞く。「正当な理由がある場合を除いて」などの例外規定があるといい。
- DV、ハラスメントの禁止について、女性から女性、男性から男性、女性から男性へのDV、ハラスメントもあるということをごどこかに含めてもらいたい。男性が被害者になると途端に「我慢しろ」という風潮がある。
- 表現の自由も重要だが、「配慮するものとする」という表現では、その禁止規定の効果に疑問がある。もう一歩表現を強めてもよいのではないか。
- 表現への配慮については、もう一歩表現を強めてもいいと感じるが、規定の位置が禁止事項に入っていることにメッセージがあると理解した。

第10条 推進施策

- 社会情勢が流動的で、#MeToo運動など、女性に対する差別や権利、L G B Tの人権問題について議論が急速に深まっており、1年、2年で大きく変わってきていると実感している。10年後、20年後も活きている条例になるように、先進的な問題については是非規定してほしい。
- SNS等を利用した性犯罪や差別が社会問題になっている。ネット・リテラシー、メディア・リテラシーの向上のための施策に関する規定を設けてほしい。

第11条 積極的改善措置

- 附属機関等の委員の男女比に配慮する規定が記載されることは、非常に心強く思う。是非意欲的に取り組んでももらいたい。

第13条 災害対応における配慮

- 地域防災については、本区の重要課題であるので、是非規定に入れてほしい。

第17条 変化への対応

- 社会情勢の変化に対応できるように、5年後に条例を見直すといった規定があればよいと思う。

アウティング 本人の了承を得ず、その人の性的指向や性自認について暴露すること。

その他

- 財政措置について担保するような規定があると、施策をより強力に進められる根拠になるのではないか。
- 大切な項目については、罰則のようなものを規定してもよいのではないか。

3 資料

(1) 江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱

平成 16 年 5 月 1 日施行

改正

平成28年 8 月10日要綱第98号

平成29年 4 月 1 日要綱第38号

令和 2 年 4 月 1 日要綱第 7 号

江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定に当たり、広く意見を聴くため、江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 区民会議は、江戸川区男女共同参画推進計画に盛り込むべき事項について検討し、江戸川区長（以下「区長」という。）に提言する。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(委員)

第 3 条 区民会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する15人以内の委員をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 江戸川区民（江戸川区内に勤務する者及び在学する者を含む。）

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(会長)

第 4 条 区民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、区民会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の提言をする日までとする。

(運営)

第6条 区民会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて区民会議に委員以外の者の出席を求め、又は別の方法で委員以外の者の意見を聴くことができる。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(庶務)

第7条 区民会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

一部改正〔平成29年要綱38号・令和2年7号〕

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営について必要な事項は、総務部長が別に定める。

一部改正〔平成29年要綱38号・令和2年7号〕

付 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

付 則 (平成28年8月10日要綱第98号)

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日要綱第38号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年4月1日要綱第7号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 提言までの経緯

日 程	内容等
令和3年8月	第1回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 (書面開催) 【主な検討内容】 ・ 本区の進捗状況調査報告に対する評価と意見
令和3年9月8日	第2回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 ・ 第1回区民会議(書面開催)の振り返り ・ 現計画の体系・骨子の見直しに係る検討
令和3年10月15日	第3回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 ・ 現計画の体系・骨子の見直しに係る検討 ・ (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例の策定について
令和3年11月5日	第4回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 ・ (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例(素案)の検討
令和3年12月13日	第5回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 ・ (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例パブリック・コメントの結果報告と条例の最終案について ・ 後期の実施事業見直し一覧と区民委員からのご意見への回答について ・ 男女共同参画推進区民会議提言書(案)について

(3) 江戸川区男女共同参画推進区民会議 委員名簿

	区分	氏 名	団体等
1	学識経験者	よこやま かずこ 横山 和子<会長>	東洋学園大学 現代経営学部
2		うらおか ゆみこ 浦岡 由美子<副会長>	ふなぼり駅前法律事務所 江戸川区法律相談協力会会員
3	区民委員	いうち く に こ 井内 公仁子	江戸川区ケアマネジャー協会副理事長
4		おざき やすこ 尾崎 泰子	江戸川区私立保育園保護者連絡協議会理事長
5		かのう し の 加納 志野	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰受賞企業 有限会社大千 代表取締役
6		たかはし じゅんこ 高橋 淳子	公募区民
7		たなか じゅし 田中 寿士	江戸川区立小学校PTA連合協議会会長
8		はらしま ゆうき 原島 裕紀	公募区民 LGBTコミュニティ江戸川
9		まつした ゆきひろ 松下 幸博	江戸川区連合町会連絡協議会 篠崎地区連合町会会長
10		みずた ともや 水田 朝也	連合江戸川地区協議会 ヤマト運輸労働組合城東支部執行委員長
11		もとすぎ たかやす 本杉 貴保	江戸川区人権教育推進委員会会長 江戸川区立篠崎第二中学校校長
12		もり のぶゆき 守 伸之	東京商工会議所江戸川支部副会長 守製鋳株式会社 代表取締役社長

(敬称略・五十音順)

江戸川区男女共同参画推進計画
(平成29年度～令和8年度)
実施事業等の見直し
令和4年3月

発行：江戸川区総務部総務課人権啓発係
〒132-0011
江戸川区瑞江2丁目9番15号
電 話：03-6638-8089
F A X：03-6231-8171
